

令和2年第1回太子町議会定例会（第484回町議会）会議録（第1日）

令和2年2月25日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 諮問第2号 学校医の増減につき意見を求めることについて
- 7 議案第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）
- 8 議案第2号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 9 議案第3号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 10 議案第4号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第5号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第6号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第5号）
- 13 議案第7号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 14 議案第8号 工事請負変更契約の締結について（防災行政無線設備整備工事）
- 15 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（龍田小学校外2校園空調設備設置工事）
- 16 議案第10号 工事請負変更契約の締結について（太子東中学校空調設備設置工事）
- 17 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（太子西中学校外2校空調設備設置工事）
- 18 議案第12号 工事請負契約の締結について（学校給食共同調理センター改築工事）
- 19 議案第13号 工事請負契約の締結について（学校給食共同調理センター厨房機械等設置工事）
- 20 議案第14号 財産の取得について
町長施政方針
- 21 議案第15号 町道路線の認定について
- 22 議案第16号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第17号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第18号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第19号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第20号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第21号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第22号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第23号 太子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について
- 30 議案第24号 太子町町医及び太子町公立学校医設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 31 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 32 議案第26号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 33 議案第27号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 34 議案第28号 太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 35 議案第29号 揖龍公平委員会設置規約の変更について
- 36 議案第30号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 37 議案第31号 令和2年度兵庫県太子町一般会計予算
- 38 議案第32号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 39 議案第33号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 40 議案第34号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 41 議案第35号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 42 議案第36号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 43 議案第37号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 諮問第2号 学校医の増減につき意見を求めることについて
- 7 議案第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）
- 8 議案第2号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 9 議案第3号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 10 議案第4号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第5号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第6号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第5号）
- 13 議案第7号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 14 議案第8号 工事請負変更契約の締結について（防災行政無線設備整備工事）
- 15 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（龍田小学校外2校園空調設備設置工事）
- 16 議案第10号 工事請負変更契約の締結について（太子東中学校空調設備設置工事）
- 17 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（太子西中学校外2校空調設備設置工事）
- 18 議案第12号 工事請負契約の締結について（学校給食共同調理センター改築工事）
- 19 議案第13号 工事請負契約の締結について（学校給食共同調理センター厨房機械等設置工事）
- 20 議案第14号 財産の取得について
町長施政方針
- 21 議案第15号 町道路線の認定について
- 22 議案第16号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第17号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

- 24 議案第18号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第19号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第20号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第21号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第22号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第23号 太子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について
- 30 議案第24号 太子町町医及び太子町公立学校医設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 31 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 32 議案第26号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 33 議案第27号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 34 議案第28号 太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 35 議案第29号 揖龍公平委員会設置規約の変更について
- 36 議案第30号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 37 議案第31号 令和2年度兵庫県太子町一般会計予算
- 38 議案第32号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 39 議案第33号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 40 議案第34号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 41 議案第35号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 42 議案第36号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 43 議案第37号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	玉 田 正 典
7 番	上 山 隆 弘	8 番	中 薮 清 志
9 番	首 藤 佳 隆	10 番	福 井 輝 昭
11 番	清 原 良 典	12 番	中 島 貞 次
13 番	井 村 淳 子	14 番	堀 卓 史
15 番	藤 澤 元之介		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 大 谷 員 代 書 記 森 文 彰
書 記 三 井 和 代

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	木村和義	経済建設部長	八幡充治
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	嶋津一弥
監査委員	蓮本了遠		

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

それでは、開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

吹く風はまだ冷たい日が続いておりますが、春の息吹を感じる季節となつてまいりました。議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和2年第1回太子町議会定例会（第484回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、まことに御同慶にたえません。

今期定例会では、令和2年度本町行政の根幹となる当初予算を初め、補正予算、契約、条例の制定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。本町においては第6次太子町総合計画を基本とし、安心して安全なまちづくりのため、あらゆる英知を結集し、町の発展に努めなければなりません。議会といたしましても、住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、3万4,000町民の負託に応えてまいる所存であります。令和2年度の町政運営の方針につきましては後ほど町長から説明がございまして、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算委員会の設置も予定されているところであります。議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和2年第1回太子町議会定例会（第484回町議会）が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

幾らか寒さも緩み始めましたけれども、議員各位におかれましては公私とも御多忙のところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、予算案件として令和元年度補正予算案7件、令和2年度当初予算案7件、契約案件6件、条例案件13件、規約案件2件、その他の案件2件の計37件の議案のほか、人事案件の諮問1件、その他関係の諮問1件の計39件の案件を提出させていただいており、御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時04分）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいま

から令和2年第1回太子町議会定例会（第484回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤元之介） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、清原良典議員、中島貞次議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（藤澤元之介） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの29日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの29日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等39件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和元年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち蓮本了遠監査委員は本日のみの出席となっております。栗岡正則総務課長、杉原勝由町民課長、藤野和徳社会福祉課長、三木孝秀高年介護課長、栗岡弘茂さわやか健康課長、高坂文泰まちづくり課長、山口裕之上下水道事業所長、山本紀弘管理課長、田中幸代社会教育課長には本定例会4日目の会議のみの出席を求めておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（藤澤元之介） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、12月19日、12月24日、1月7日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（藤澤元之介） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の大西正美氏が本年9月30日付をもって任期満了となります。大西氏は平成26年10月1日より人権の擁護及び相談業務に熱意を持って活動していただいております。引き続き同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

大西氏の経歴は参考資料のとおりであります。

よろしく御審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時09分）

（再開 午前10時10分）

○議長（藤澤元之介） 再開します。

異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6 諮問第2号 学校医の増減につき意見を求めることについて

○議長（藤澤元之介） 日程第6、諮問第2号学校医の増減につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 諮問第2号学校医の増減につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

学校保健安全法第23条により、学校には学校医を置くものと規定されており、太子町町医及び太子町広域学校医設置条例第1条により太子町立小・中学校及び幼稚園には各学校医3名と学校歯科医1名を設置する旨定めております。このたび、太子町立太田小学校学校医である内科医1名が退任されたことにより、たつの市揖保郡医師会より後任として内科医2名の推薦がありました。太田小学校においては児童数が1,000名を超える大規模校であるため、学校教育法及び学校

保健安全法により義務づけられている定期健康診断や就学時の健康診断において長時間の健診となり、学校医や児童、教職員の負担が他校に比べ大きいものとなっております。そこで、医師会から推薦のあったとおり、太田小学校の学校医を1名増員し2名体制とし、学校における児童の健康保持、増進の一層の充実を図りたいと考えます。よって、太子町町医及び太子町公立学校医設置条例第3条の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり答申することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第7、議案第1号から日程第13、議案第7号まで及び日程第20、議案第14号から日程第43、議案第37号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第4日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第1号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）

○議長（藤澤元之介） 日程第7、議案第1号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第1号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ5億1,856万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を130億462万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、町税、地方譲与税、財産収入、繰入金の追加と利子割交付金、配当

割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債の減額であります。

歳出予算におきましては、総務費、農林水産業費の追加と議会費、民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を8事業追加しております。また、地方債の補正については2事業の追加と5事業の限度額を変更し、1事業を廃止するものであります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） それでは、議案第1号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）について詳細を説明申し上げます。

歳出から説明いたします。

全体を通しまして、職員人件費につきましては、一般職給では214万9,000円の減額、職員手当等では時間外手当等の増減により107万9,000円の追加となっております。共済費、退職手当組合特別負担金等を含めた一般会計の人件費総額では1,349万3,000円の追加、特別会計、事業会計を含めた全会計の人件費は1,260万4,000円の追加でございます。なお、人件費につきましては、以後個々の説明は省略させていただきます。

31ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節9旅費43万1,000円につきましては、決算見込みによる減額で、節11需用費、印刷製本費41万9,000円につきましては、議会だより臨時号の発行がなかったことによる減額でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節4共済費のうち、嘱託職員等社会保険料20万円の減額につきましては、主に嘱託職員の退職によるものでございます。

目5財産管理費、節11需用費、燃料費35万円につきましては、決算見込みによる公用車燃料費の減額で、節18備品購入費24万3,000円につきましては、公用車購入に係る契約残額を減額するものでございます。

目6企画費、節11需用費、消耗品費15万2,000円につきましては、野口宇宙飛行士のロケット搭乗が令和2年度以降へ延期となったことに伴い、記念イベントに関する消耗品を減額するもので、印刷製本費87万1,000円の追加につきましては、第6次太子町総合計画が12月町議会定例会にて議決されたことを受け、令和元年度中に計画の製本に着手するために補正するものでございます。節19負担金・補助及び交付金、民営乗合バス運行補助金1万3,000円につきましては、実績の確定による減額でございます。

目7電子計算機費、節9旅費及び次ページの節11需用費、節13委託料、節19負担金・補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額で、節18備品購入費509万6,000円につきましては、入札による減額でございます。

33ページをお願いいたします。

目13基金費のうち、財政調整基金積立金、公共施設建設基金積立金及び減債基金積立金につきましては、各基金の利子を積み立てるもので、森林環境整備促進基金積立金140万円につきましては、今年度に歳入される森林環境譲与税全額を基金へ積み立てるものでございます。

項4選挙費、目3兵庫県議会議員選挙費につきましては、委託金の候補確定による財源更正でございます。



35ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費の節28繰出金につきましては、目1社会福祉総務費は国民健康保険特別会計、目2老人福祉費は介護保険特別会計、目4後期高齢者医療費は後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額でございます。

目5障害者福祉費、節20扶助費2,479万7,000円の追加につきましては、利用者の増により補正するものでございます。

目8保健福祉会館費、節11需用費、光熱水費100万円につきましては、決算見込みによる減額で、節13委託料29万6,000円につきましては、入札による減額でございます。

項2児童福祉費、目3保育所運営費、節20扶助費3,468万6,000円の減額につきましては、施設等利用の給付費について当初見込みより利用者が少なかったことによる減額でございます。

37ページをお願いいたします。

目5児童措置費、節20扶助費4,197万5,000円につきましては、決算見込みによる減額でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金・補助及び交付金50万円につきましては、負担金確定に伴う減額でございます。

目2予防費、節11需用費、印刷製本費38万3,000円及び節13委託料のうち、畜犬システム構築委託料71万円の減額につきましては、契約残額の減額、その他の委託料につきましては健診及び予防接種者数の見込みによる委託料の増減でございます。

目3母子衛生費、節13委託料117万6,000円につきましては、妊婦健康診査受診件数の見込みに伴う減額でございます。

目5公共墓園費、節28繰出金140万円につきましては、墓所の追加購入が2基あったことに伴い、墓園事業特別会計の永代使用料の追加に合わせて繰出金を減額するものでございます。

39ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目4米生産調整推進費、節13委託料につきましては、稲作体験事業の中止による20万円の減額でございます。

目5農地費、節13委託料680万円につきましては、広坂地区の栗岡池について、国補助金を活用したため池耐震診断の採択がなされたことから補正するものでございます。

目7国土調査費、節13委託料143万円につきましては、入札残等による不用額を減額するものでございます。

項2林業費、目1林業振興費につきましては、交付金の交付確定による財源更正でございます。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節19負担金・補助及び交付金90万円につきましては、決算見込みにあわせて信用保証料補助金、起業家支援事業補助金、それぞれ3件分を減額するものでございます。

目4プレミアム付商品券発行事業費につきましては、当初6,000人と想定した対象者について、商品券購入者を3,500人と見込んだことから2,500人分の節13委託料のうち、換金業務委託料62万5,000円及び節19負担金・補助及び交付金6,250万円を減額するものでございます。また、節12役務費、節13委託料のうち、駐車場警備委託料及び集金業務委託料、節14使用料及び賃借料につきましては、プレミアム付商品券の販売形態を変更したことによる不用額の減額でございます。

41ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節13委託料191万5,000円につきましては、狭

あい道路用地測量及び分筆について、想定より申請が少なかったことによる減額でございます。節19負担金・補助及び交付金、兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金980万円の減額につきましては、事業区域内の土地調査に時間を要し、本工事を実施できなかったことによるものでございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節13委託料、太子陸橋修繕工事委託料1億1,524万7,000円につきましては、事業進捗による減額で、目2道路維持費、節19負担金・補助及び交付金、法定外水路改修補助金84万3,000円につきましては、申請数に応じて決算見込みによる減額でございます。

目4幹線道路整備事業費、節15工事請負費4,416万4,000円及び節17公有財産購入費5,466万9,000円につきましては、網干線外道路整備工事業について、用地交渉が合意に至らなかった事案について減額するもので、節19負担金・補助及び交付金、網干線外物件調査業務負担金1,000万円につきましては、県施工箇所と町施工箇所の競合部分の物件調査においては県が一括で実施しており、対象物件の移転が今年度に完了することから、県へ支払う負担金を追加するものでございます。

43ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料及び節19負担金・補助及び交付金につきましては、申請数に応じた決算見込みによる減額でございます。

目3公園管理費、節13委託料、太子山公園林床整備委託料60万円につきましては、作業範囲及び内容の見直しによる減額でございます。節15工事請負費のうち、太子山公園排水整備外工事費50万円の減額につきましては、単独発注では工事が割高になるため、ほかの工事とあわせて実施したことによる減額で、聖徳団地公園グラウンド整備工事費20万円につきましては、入札による減額でございます。

目4公園事業費、節15工事請負費、総合公園整備工事費950万円につきましては、交付金確定にあわせ、工事を翌年度以降に延期する必要があるため、減額するものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、西はりま消防組合負担金の確定により974万8,000円を減額しております。

目4災害対策費につきましては、防災行政無線設備設置工事費がおおよそ確定したことから、節13委託料を404万8,000円、節15工事請負費を8,000万円減額しております。

45ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費につきましては、ふるさと応援基金繰入金の減額に伴う財源更正でございます。

目2教育振興費につきましては、Society5.0という新時代を担う人材教育のため、学校における高速大容量のネットワーク機器の整備を推進するとともに、令和5年度までに小・中学校全学年の子供一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の整備を目指すGIGAスクール構想の実現が求められている中で、令和2年度末までの完備が求められている校内ネットワーク等の整備について、節13委託料に233万3,000円、節15工事請負費に8,000万円を追加しております。節20扶助費170万6,000円の減額につきましては、主に対象者の減によるものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費につきましては、太子東中学校大規模改造事業の今年度分の工事がおおよそ確定したことから、節13委託料を165万円、節15工事請負費を5,700万円減額しております。

目2教育振興費につきましては、小学校費と同様の理由により、節13委託料に116万7,000円、

節15工事請負費に4,000万円を追加しております。節20扶助費320万8,000円の減額につきましては、主に対象者の減によるものでございます。

47ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費につきましては、主に幼稚園保育料の減による財源更正でございます。

項5社会教育費、目3青少年教育費145万円につきましては、主に各教室の開催日数等を精査したことによる減額でございます。

目4人権教育費、節11需用費、印刷製本費22万1,000円につきましては、不用額の減、目5文化財保護費、節13委託料33万9,000円につきましては、広坂地区のほ場整備に伴う試し掘り確認調査の範囲を狭めたことによる減額でございます。

目7会館管理費、節13委託料、あすかホール文化振興協会委託料につきましては、県委託事業及び宝くじ活用事業等の採択に努めた結果、400万円を減額するものでございます。

目9総合センター費、節13委託料36万3,000円につきましては、契約残等を減額するものでございます。

49ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費につきましては、町民体育館耐震・大規模改修事業の工事費がおおよそ確定したため、節15工事請負費を9,500万円減額しております。

款12公債費、項1公債費、目2利子につきましては、一時借入金利子201万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款1町税、款2地方譲与税及び款3利子割交付金につきましては、決算見込みによる増減でございます。

17ページをお願いいたします。

款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6地方消費税交付金、款9環境性能割交付金及び款11地方交付税につきましても、決算見込みによる減額でございます。特に、款6地方消費税交付金につきましては、消費増税の影響により想定ほどの税収が伸びなかったことから3,000万円の減額、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税、特別交付税につきましては、大規模災害が例年よりも頻発しており、配当額の減額が見込まれることから3,000万円を減額しております。

19ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金及び款14使用料及び手数料につきましては、児童数及び園児数等の見込みによる減額でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金及び21ページの項2国庫補助金の増減につきましては、歳出で説明いたしました事業に伴う増減及び過年度の精算等による追加でございます。

23ページをお願いいたします。

項3委託金、目3教育費委託金52万9,000円につきましては、交付確定に伴う歳入の追加でございます。

款16県支出金、項1県負担金、25ページの項2県補助金及び項3委託金の増減につきましても、歳出で説明いたしました事業に伴う増減及び過年度の精算等による追加でございます。

27ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、各基金から生じる利

子の追加でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金1億880万2,000円の追加につきましては、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

目2ふるさと応援基金繰入金387万円の減額につきましては、ふるさと応援基金活用事業の決算見込みによるものでございます。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入につきましては、決算見込みによる増減でございますが、節8教育費雑入のうち、スポーツ振興くじ助成金479万9,000円につきましては、交付確定による歳入の追加でございます。

29ページをお願いいたします。

款22町債につきましては、歳出での事業に伴う増減でございますが、追加分としては目3土木債、節1土木管理事業債において自然災害防止対策事業債830万円を追加し、目5教育債、節7学校教育施設等整備事業債において学校施設通信設備整備事業債6,160万円を追加しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費補正でございます。事業の進捗等により第6次太子町総合計画策定事業、個人番号カード交付事業、栗岡池耐震調査事業、太子陸橋修繕事業、網干線外道路整備事業、小学校通信回線等整備事業、中学校通信回線等整備事業、給食センター改築事業の8事業を追加しております。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、歳入予算にあわせて自然災害防止対策に係る土木管理事業及び学校教育施設等整備事業を追加し、道路橋りょう事業、都市計画事業、消防防災設備整備事業、学校整備事業及び社会教育施設整備事業の限度額を変更し、公共事業、急傾斜地崩壊対策に係る土木管理事業を廃止しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第8 議案第2号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（藤澤元之介） 日程第8、議案第2号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第2号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算から4,886万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億3,676万円とするものであります。

歳入予算につきましては、財産収入、諸収入の追加と県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、総務費、保険事業費及び基金積立金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 議案第2号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予

算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出予算において決算見込みによる職員手当等の減額、保険給付費のうち退職被保険者等に係る療養給付費、高額療養費の追加、一般被保険者に係る高額療養費の減額、特定健康診査等事業費の減額などであります。

歳入予算においては、県より交付される特定健康診査等負担金の交付決定による減額、決算見込みによる財政調整基金預金利子の追加、交付決定による保険基盤安定繰入金の減額、歳出側の職員手当等の減に伴う職員給与等繰入金の減額、決算見込みによる財政調整基金繰入金の減額、一般被保険者延滞金、退職被保険者等延滞金、一般被保険者第三者納付金等の追加を行う補正であります。

それでは、歳出から説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費補正として30万円を減額しております。

款2保険給付費、項1療養諸費につきましては、退職被保険者分500万円を追加しております。

項2高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費分を640万円減額し、退職被保険者等高額療養費分を140万円追加しております。これらは退職被保険者の高額療養費が当初の見込みにより増となったことによるものでございます。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費につきましては、受診者数の減等により221万3,000円を減額しております。

12ページをお願いします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金につきましては、基金利子積み立て及び歳入歳出調整として4,635万4,000円を減額しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金につきましては、特定健康診査等負担金の交付決定により44万3,000円を減額しております。

款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、基金利子36万2,000円を追加しております。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金につきましては、交付決定により1,835万5,000円を減額しております。節2職員給与費等繰入金につきましては、歳出の総務費において人件費を減額したことから人件費分と同額の30万円を減額しております。

また、決算見込みにより、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金につきましては、繰入金全額の3,455万円を減額しております。

8ページをお願いします。

款7諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1退職被保険者等延滞金、節1退職被保険者等延滞金につきましては、延滞金納付額につき10万1,000円を追加しております。

目2一般被保険者延滞金、節1一般被保険者延滞金につきましても、同様に372万8,000円を追加しております。

項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等で一時的な立てかえの増につき14万7,000円を追加しております。

目4雑入につきましても、社保に切りかわった後に国保で受診された不当利得・不正利得等返還金及び社保等健診受入金を合わせて44万3,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,886万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億3,676万円とするものであります。

以上で令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第9 議案第3号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第5号）**

○議長（藤澤元之介） 日程第9、議案第3号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第3号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ7,092万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億589万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料の追加と保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、地域支援事業費の追加と総務費、保険給付費の減額、基金積立金の財源更正であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 議案第3号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第5号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では収入見込み額による介護保険料の減額、介護給付費等の内示額に伴う国・県及び支払基金の負担金及び交付金の見直し、一般会計繰入金の減、国の保険者機能強化推進交付金の追加、また財源調整としての介護給付費準備基金繰入金の補正を行うものでございます。歳出では、保険給付費の精査による補正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、節3職員手当等10万円の減額をしております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費につきましては、地域密着型介護サービスの利用者が当初見込みを下回ったことにより、節19負担金・補助及び交付金で7,597万9,000円を減額しております。

目2予防サービス費につきましては、介護予防サービス等の利用者の増加に伴い241万2,000円、目3高額介護サービス費につきましては、平成30年度より外来合算の支給が始まり、兵庫県広域連合からの高額介護合算支給の勧奨時期が遅れ、平成30年度内に支給ができなかったことにより264万4,000円を追加しております。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費につきましては、国、県及び支払基金の交付金の見直しにより一般財源の振りかえによる財源更正をしております。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費につきましては、職員手当等10万円の追加をしております。

14ページをお願いいたします。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費につきましては、一般財源の振りかえによる財源更正をしております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 介護保険料につきましては、調定額収納状況等を勘案し、決算を見込みました結果、特別徴収分で372万8,000円を減額、普通徴収分で56万3,000円、滞納繰越分で38万2,000円の追加をしております。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 手数料につきましては、新規申請、更新申請の増加に伴い、介護保険サービス事業者指定申請等手数料13万1,000円を追加しております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金につきましては、保険給付費の減額に伴い内示額が減り、3,017万8,000円を減額しております。

項2 国庫補助金、目2 地域支援事業交付金につきましては、利用者の増加に伴いサービス料が増えたことにより242万8,000円の追加をしております。

目5 保険者機能強化推進交付金につきましては、自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために創設されたもので、評価結果により交付額が決定し、525万8,000円の追加をしております。

8ページをお願いします。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金につきましては、昨年度ほどの利用者に伸びがなかったため、保険給付費の減額に伴い3,685万9,000円を減額しております。

目2 地域支援事業交付金につきましては、利用者の増加に伴いサービス料が増えたことにより123万円の追加をしております。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金につきましては、保険給付費の減額に伴い592万2,000円を減額しております。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金につきましては、利用者の増加に伴いサービス料が増えたことにより132万7,000円の追加をしております。

款7 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金預金利子で1万1,000円を減額しております。

10ページをお願いします。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、保険給付費の減額に伴い保険給付事業繰入金886万5,000円を減額、低所得者保険料軽減負担金の増加に伴い低所得者保険料軽減繰入金45万7,000円の追加をしております。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金につきましては、財源調整により223万4,000円を追加しております。

以上で議案第3号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第4号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（藤澤元之介） 日程第10、議案第4号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第4号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1,334万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,707万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金と保健事業費の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 議案第4号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出につきましては、決算見込みによる後期高齢者医療広域連合納付金の追加及び平成30年度の実績精算による償還金を追加するものでございます。歳入につきましては、決算見込みにより保険料を追加、一般会計繰入金を減額するものであります。

それでは、歳出から説明いたします。

6ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和元年度における保険料決算見込みにより後期高齢者医療広域連合保険料納付金を1,415万3,000円追加しております。

次に、保険基盤安定繰入金納付金につきましては、令和元年度の保険基盤安定負担金が確定したため、80万8,000円減額しております。

款3保険事業費、項1保険事業費、目1保険事業費は、概算交付により超過交付された後期高齢者医療制度特別対策補助金の超過分を返還するために4,000円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

款1保険料、目1後期高齢者医療保険料につきましては、調定額収納状況等を勘案し決算見込みをしました結果、特別徴収分で2,107万6,000円追加、普通徴収分で772万3,000円減額、滞納繰越分80万円を追加しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1事業費繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整を行うため4,000円を追加、保険基盤安定繰入金につきましては令和元年度の保険基盤安定負担金の確定により80万8,000円を減額しております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第5号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第11、議案第5号令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予



算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第5号令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入予算のみの補正で予算総額に変更はなく、墓園使用料の増額と他会計繰入金の減額でございます。使用料及び手数料につきましては、応募基数が見込みを上回ったことにより墓園永代使用料を140万円追加しております。また、繰入金につきましては、財源調整により一般会計からの繰入金を140万円減額しております。歳出予算としましては、歳入予算の補正による財源更正でございます。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第6号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（藤澤元之介） 日程第12、議案第6号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第6号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、収益的収入では1,206万9,000円を追加し、事業収益の総額を5億4,414万3,000円としております。

また、収益的支出につきましては、営業費用に166万2,000円、営業外費用に150万円を追加し、事業費用の総額を5億1,145万9,000円としております。

次に、資本的支出におきましては、建設改良費から2,535万5,000円を減額し、資本的支出の総額を4億4,826万円としております。これに伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を6,337万5,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第6号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

主な内容といたしましては、事業執行に伴う人件費、委託料等の補正及び決算見込みに伴う消費税の追加でございます。

1 ページ、第2条におきましては、収益的収入の第1款事業収益、第2項営業外収益に1,206万9,000円を追加し、総額を5億4,414万3,000円としております。

収益的支出におきましては、第1款事業費用、第1項営業費用に166万2,000円、第2項営業外費用に150万円を追加し、総額を5億1,145万9,000円としております。

次に、第3条の資本的支出におきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費から2,535万5,000円を減額し、総額を4億4,826万円としております。これに伴いまして、第4条の

議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を6,337万5,000円としております。

補正予算の内訳といたしましては、4ページをごらんください。

収益的収入につきましては、今年度の人事異動に伴う退職給付費引当金1,206万9,000円を追加しております。収益的支出、営業費用につきましては、時間外勤務手当の減額と先の補正で資本的支出に組み替えた人件費給与が補助対象にならないとされたことから、給水費に組み戻し、資本的支出に補助対象となる手当及び微少品費を計上するものでございます。営業外費用につきましては、令和元年度の決算見込みによる消費税の不足分を追加するものでございます。

次に、資本的支出、建設改良費につきましては、補助対象となる人件費と微少品費を整理しております。委託料につきましては、雨水管渠更新に係る工法の再検討を行うこととしまして実施時期の見直しに伴い減額するものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第13 議案第7号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（藤澤元之介） 日程第13、議案第7号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第7号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、収益的収入では14万1,000円を減額し、下水道事業収益の総額を12億6,723万6,000円としております。

また、収益的支出につきましては、6,228万5,000円を減額し、下水道事業費用の総額を12億26万8,000円としております。

次に、資本的収入におきましては、84万1,000円を追加し、資本的収入の総額を6億3,873万円としております。

資本的支出におきましては、建設改良費に1,799万4,000円を追加し、資本的支出の総額を11億2,250万2,000円としております。これに伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を3,416万7,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第7号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業経費及び財源の補正であります。

第2条におきまして、収益的収入の第1款下水道事業収益、第2項営業収益を14万1,000円減額して、第1款下水道事業収益の総額を12億6,723万6,000円とし、収益的支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用を6,228万5,000円減額して、第1款下水道事業費用の総額を12億26万8,000円としております。

第3条におきましては、第1款資本的収入、第2項補助金に84万1,000円を追加して、第1款資本的収入の総額を6億3,873万円とし、第1款資本的支出、第1項建設改良費に1,799万4,000円を追加して、第1款資本的支出の総額を11億2,250万2,000円としております。また、人件費の補正に伴いまして、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を20万円減額しております。

補正予算の内訳といたしましては、4ページをごらんください。

収益的収入の第1款下水道事業収益、第2項営業収益、目国庫補助金において、雨水貯留槽設置費補助事業の決算見込みにより社会資本整備総合交付金を14万1,000円減額しております。

次に、収益的支出の第1項営業費用、目管渠費及び目総務費において、それぞれ時間外勤務手当10万円を減額しております。

目流域維持管理経費は、揖保川流域下水道にかかわる利用水のうち、不明水にかかわる精算分の維持管理負担金が翌年度に兵庫県から請求されることから、6,208万5,000円を減額し、新年度予算に計上しております。

次に、6ページをごらんください。

資本的収入の第2項補助金、目国庫補助金、社会資本整備総合交付金84万1,000円の追加でございますが、資本的支出の第1項建設改良費、目施設整備費において、本年度執行分の補助対象事業費に関する国及び県との調整により雨水1.4号幹線整備工事にかかわるNTT通信設備の移設補償費としまして、節補償費1,650万円を前倒しして予算措置する必要が生じたものであり、その実施は翌年度となる見通しでございます。

最後に、目流域下水道事業建設負担金149万4,000円は、県が実施する揖保川流域下水道の施設整備の増額に伴う市町負担の追加でございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第8号 工事請負変更契約の締結について（防災行政無線設備整備工事）

○議長（藤澤元之介） 日程第14、議案第8号工事請負変更契約の締結について（防災行政無線設備整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第8号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和元年6月に議決をいただきました防災行政無線設備整備工事の請負契約について変更が生じたため、議決を求めるものでございます。

工事につきましては、町内34カ所に整備する屋内拡声子局のスピーカー設備の仕様書に変更が生じたため、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関西支社と締結している工事請負契約を変更するものでございます。契約額は変更前契約額2億4,970万円に679万8,000円を追加し、2億5,649万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 防災行政無線設備整備工事の変更契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

このたびの変更契約の主な内容を説明させていただきます。

まず、町内34カ所に整備する屋外拡声子局のスピーカー設備の仕様変更等によるものでございます。従来型のストレートフォン、いわゆるラップ型と比べ距離による音の減衰が少なく、また大雨等の気象条件が悪い場所においてもできる限り明瞭に情報を伝達できるよう、今年度より国が同無線の整備に当たり、機能強化のため高性能スピーカーの導入を推奨していることを受け、当初全34カ所の子局のうち21カ所に設置する予定であった従来型のストレートフォンスピーカーを高性能スピーカーに仕様を変更するものでございます。これによりまして、全てのスピーカーが高性能スピーカーとなることとなります。なお、住民への防災情報の確実な伝達のために実施する当該機能強化につきましては、緊急防災・減災対策事業債の対象となるものでございます。

次に、防災行政無線の放送内容を放送後に文字情報で町ホームページにも掲載し、確認できるように現行ホームページを改修するための費用を追加するものでございます。これらの設計変更により、契約金額679万8,000円の増額をするものでございます。

以上が工事請負変更契約の主な内容でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 これは実施設計のときには34カ所のうち13カ所がもう最初からスリム型で、後の21カ所をラップ型というような形で契約されております。どうしてこのときに全てをスリム型にしてなかったのか、不思議でなりません。それに伴い、3点ほどお伺いします。

ストレートフォン、ラップ型からスリム、次世代型に仕様変更になった理由をもう少し精細に教えてください。

2点目、このスリム型、次世代型のメリット、これにかえて太子町全体がどのようによくなるのか、これが2点目。

3点目、町の持ち出し分はどうか。その辺のところをよろしく願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、1点目ですが、高性能型にかえたという経緯につきまして御説明をさせていただきます。

平成30年度の実施設計の段階では、従来計画しておりました総務省消防庁が災害等情報伝達手段の整備等に係る手引きで実証実験の製品として高性能スピーカーが紹介されておりました。令和元年5月に県より災害等情報伝達手段の整備等に関する手引きの改定が掲載されまして、その中で防災行政無線の機能強化に関する地方財政措置の拡充として、従来型スピーカーから高性能スピーカーに機能強化する場合に財源措置がされる旨の内容が掲載されました。この整備に当たり、このように国が機能強化を推奨しているため、高性能スピーカーへの変更を決めたものでございます。

続きまして、高性能スピーカーに変更するメリットとしまして、高性能スピーカーは直進方向への音の広がりが小さく、スピーカー直下でも音量が抑えられるため、近くで優しく、遠くではっきりと聞こえるという点がございます。また、従来型のスピーカーと比べて距離による音の減衰が少なく、均一で明瞭な音声が伝えられるという点でございます。

次に、3点目でございますが、今回の財源的なところでございますが、同様の増額をされた契約金額につきましても緊急防災・減災事業債によりまして地方債の充当率100%、また元利均等償還金につきましてもその70%が交付税算入されるということとなっております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほどの長谷川議員からの質問にもう少し詳しくお聞きしたいのですが、34カ所、13カ所、当初決まったものはどういう理由でその高性能スピーカーであったのか。

また、令和元年5月に手引きの策定があったということですが、なぜこれだけの時期、このタイミングでの補正なのか。何かちょっと考えるところありますが、対応としてどうでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 従来、34カ所のうち13カ所につきましては、主に石海南地区または龍田地区等でございます。今の高性能型を導入しておりますのは、特に障害物もなく、直進性が高いというところで龍田地区、石海南地区については既に導入を決定しておりました。このたび、特に市街化区域につきまして変更しているわけですが、市街化区域につきまして特にスピーカーの直下の方にとりまして不快な音量を抑え、耳ざわりになりにくいということを重視して変更したところでございます。

それと、実際に3月の契約変更という形になったことにつきましては、本来5月に通知がございまして、町としても協議した上で、またホームページの更新等についても協議したところでございます。どうしても今回の契約変更になったところでございますけれども、本来はもっと早く契約変更を上げさせていただけておたらよかったと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 タイミングが遅くなると、何かあったのかなというふうな疑いの目を若干持つてしまうところもありますし、この当初の13カ所から全部を高性能スピーカーにかえたということですが、なぜそのときから一部だけは、理由は今聞きましたけれども、その時点では補助には気がついておられなかったということなのですか。こういったものを購入する際、行政としても調べる内容が薄かったのではないのですか。そのあたりだけ説明を最後にいただけますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 5月に県から通知がございまして、そのときの内容としましては、既に設置しているところがその高性能型に変更する場合ということで記入がされておりました。現在ラップ式のスピーカーを導入しているわけですが、既に議会の案件としても提出させていただいておりましたので、実際にそのときにすぐという変更に至らなかったところでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 先ほど起債の件で説明がちょっと不十分だったように思います。具体的に町の負担が幾らかって聞いておられるのに、もともとのその緊急防災・減災事業債100%起債で、70%交付税が算入されるということは昨年提案説明のときに聞いております。長谷川議員が言われたのは、ちゃんとした町負担の金額を私は聞かれたのではないかなと思ひまして、その部分について説明を再度具体的な金額でお示しください。今回の契約金額が2億5,649万8,000円ですので、計算をすればわかるわけですが、全部の起債、それから交付税算入、それから県からのふるさと地方創生交付金等についても示していただいて、実質町の負担は幾らなのか、それについてお願いします。

○議長（藤澤元之介） 財政課長。

○財政課長（嶋津一弥） 議案第8号に変更前、変更後の金額がでございます。起債は10万円単位

でございますので、今回の変更によりまして670万円の起債が増えるということでございます。この670万円につきましても後年度に交付税措置ということで、これの3割が町負担となるということで、7割が交付税措置にされることになります。

それから、県の補助金でございますけれども、事業費の2分の1が対象でございますので670万円の半分、335万円まで充当が可能ということで御理解いただきたいと思っております。

(井村淳子議員「全体的。ごめんなさい。休憩していただいて」の声あり)

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時35分)

(再開 午前11時36分)

○議長（藤澤元之介） では、再開をいたします。

総務部長。

○総務部長（森田好紀） 変更後の金額の2億5,649万8,000円のうち、7割が交付税算入されますので、その3割、8,894万9,000円が町の負担となります。そのうち、ひょうご地域創生交付金を町としても受けておりますので、その2分の1が県から負担されますので、残りの4,447万4,000円が町の負担となることになります。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第15 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（龍田小学校外2校園空調設備設置工事）

○議長（藤澤元之介） 日程第15、議案第9号工事請負変更契約の締結について（龍田小学校外2校園空調設備設置工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第9号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和元年8月に議決をいただきました龍田小学校外2校園空調設備設置工事の請負契約について変更が生じたため、議決を求めるものでございます。

工事につきましては、空調機器の追加設置、天井の改修範囲や配管の仕様変更、龍田小学校のキュービクル入れかえ工事追加等の変更が生じたため、株式会社坪田工務店と締結している工事請負契約を変更するものでございます。契約額は変更前契約額1億3,750万円に1,551万2,200円

を追加し、1億5,301万2,200円とするものでございます。

詳細につきましては教育次長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 龍田小学校外2校園空調設備設置工事の変更契約につきまして詳細説明を申し上げます。

3校園ございますので、施設ごとに内容変更を説明させていただきます。

まず、龍田小学校でございます。

高圧充電設備、いわゆるキュービクルでございますが、実施設計段階におきまして空調の電気容量の計算を行った際に既存の電気設備の改造のみで足りると判断をしておいたわけでございますが、その後、電気保安全管理委託者よりこのキュービクルにつきましては1980年製であるために老朽化しており、性能の低下による停電リスクが生じると、そういう指摘を受けまして更新するものでございます。なお、設置箇所につきましては、2階のベランダに現在使用されておられない高架水槽があるため、これを撤去してスペースを確保いたします。新設後、校舎北側の1階に設置されております既存のキュービクルにつきましては撤去する方針でございます。

次に、天井の改修面積についてでございますが、設計では配管設置のために教室の一部面積を石こうボード等で張りかえするように計上しておりました。天井裏配管が露出配管となりましたことから、95平米から5平米へと出来高による変更が生じたものでございます。

続いて、太田小学校の変更箇所でございます。

まず、南館の通級指導教室を含みます3教室につきまして、普通教室に準ずる扱いといたしまして空調機器を追加いたしました。

次に、ガス配管につきまして、工期の短縮を考慮いたしまして埋設配管から擁壁に沿って露出配管に変更をすることといたしました。

次に、南館の一部教室と北館の全教室につきまして、廊下天井裏に配管を設置するスペースがなかったことから露出配管へ変更いたしまして、冷媒管にラッキング工事を追加しました。さらに、教室と廊下の中の天井内のはり下スペースがありませんでした。それによって配管を通すことができないために、教室の一部窓ガラスをアルミパネルに変更いたしまして貫通することといたしました。

最後に、天井の改修面積につきまして、配管設置のために廊下の全面及び教室の一部面積を石こうボード等で張りかえするとしておりましたが、この面積を最小限といたしまして922平米から366平米へと出来高の変更を行ったところでございます。

最後に、太田幼稚園の変更箇所でございます。

天井内のドレン管の勾配をとれるスペースがなかったことから、各教室から屋外に向けて教室の一部窓ガラスをアルミパネルに変更いたしました。そして、貫通させることにいたしました。また、天井の改修面積につきまして、龍田小学校等と同様の理由で出来高により変更をいたしましたものでございます。

これら3校の設計変更によりまして契約金額を1,551万2,200円増額し、1億5,301万2,200円とするものでございます。

以上、よろしく御審議を賜り、御議決いただきますようお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 龍田小学校、太田小学校、太田小学校は空調機器を追加されてるケースがあるという状況ですが、見ると特別教室と書いてある部分で、龍田小学校にもそういった教室はあるのかなとは思いますが、その追加の状況、これに（聴取不能）はございませんか、小学校それぞれ。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） このたびの追加は、先ほども詳細で申し上げましたとおり3教室でございます。基本的には当初の契約のときにも御説明させていただいたとおり、普通教室を基本としております。特別教室につきましては後年度ということで、このたびにつきましては補助対象となります普通教室を基本としておるところでございます。ただ、太田小学校の追加につきましては、通級指導教室、それからそれに準じる教室ということで特別活動教室ということで、このたび合計3教室を追加させていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第10号 工事請負変更契約の締結について（太子東中学校空調設備設置工事）

○議長（藤澤元之介） 日程第16、議案第10号工事請負変更契約の締結について（太子東中学校空調設備設置工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第10号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和元年8月に議決いただきました太子東中学校空調設備設置工事の請負契約について変更が生じたため、議決を求めるものでございます。

工事につきましては、空調機器の追加設置、天井の改修範囲や配管の仕様変更等が生じたため、株式会社坪田工務店と締結している工事請負契約を変更するものでございます。契約額は変更前契約額5,566万円から7万8,100円を減額し、5,558万1,900円とするものでございます。

詳細につきましては教育次長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり

り可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 太子東中学校空調設備設置工事の変更契約につきまして詳細説明を申し上げます。

太子東中学校1校でございますので、箇所ごとに説明をさせていただきます。

まず、北館の室外機周りのアスファルト舗装でございます。この舗装につきまして、来年度の大規模改造工事におきまして、この当該箇所を含むアスファルト舗装を予定しております。このことによりまして二度手間になることを避けるために、この復旧を中止いたしました。

次に、天井の改修面積につきまして、設計では配管設置のために廊下の全面及び教室の一部面積を石こうボード等に張りかえするというので計上いたしておりました。この張りかえ面積を最小限とするということで、783平米から104平米へと出来高が変更いたしました。

次に、南館の1階職員室の西側の空調でございますが、この機器の老朽化によりまして冷房能力の低下が見受けられていたところございまして、このたびの工事にあわせて更新することにしたために変更といたしました。

最後に、北棟の教室につきまして、廊下の天井裏に配管の設置スペースがなかったために露出配管へと変更しております。また、教室と廊下の間の天井内のはり下スペースがなく、配管を通すことができないために教室の一部窓ガラスをアルミパネルに変更し、貫通をさせております。

これらの設計変更によりまして、当初契約金額から7万8,100円を減額いたしまして5,558万1,900円とするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後1時00分）

○議長（藤澤元之介） 再開をいたします。

~~~~~

日程第17 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（太子西中学校外2校空調設

## 備設置工事)

○議長（藤澤元之介） 日程第17、議案第11号工事請負変更契約の締結について（太子西中学校外2校空調設備設置工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第11号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和元年9月に議決をいただきました太子西中学校外2校空調設備設置工事の請負契約について変更が生じたため、議決を求めるものでございます。

工事につきましては、空調機器の追加工事、天井の改修範囲や配管の仕様変更等が生じたため、三機工業株式会社神戸支店と締結している工事請負契約を変更するものでございます。契約額は変更前契約額1億7,886万円に191万7,300円を追加し、1億8,077万7,300円とするものでございます。

詳細につきましては教育次長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 太子西中学校外2校空調設備設置工事の変更契約につきまして詳細説明を申し上げます。

3校ございますので、学校ごとに変更箇所を説明させていただきます。

まず、太子西中学校でございます。

室外機周りや工事車両進入路のマンホール周りにつきまして、アスファルトの状態が悪く、アスファルトの舗装面積につきまして8.5平米から113平米へと変更が生じました。

次に、グランド部分のガス管理設165メートルの土砂につきまして、設計では残土で埋め戻す予定をしておりました。しかしながら、残土が石を含む不良土でありましたために購入土へと変更をいたしました。

次に、室外機設置のために既存の手洗い場を撤去いたしました。撤去後の壁面でありますとか給水設備の状態から補修工事が必要となりました。

それから、天井の改修面積につきまして、設計では配管設置のために廊下全面及び教室の一部面積を石こうボード等で張りかえするという設計をしておりましたが、点検口を設置することで張りかえ面積を最小限といたしまして、834平米から31平米へと出来高に変更が生じました。

次に、斑鳩小学校でございます。

南館1階の用務員室空調機器につきまして、既存の機器が故障いたしておりましたために今回の工事であわせて更新することといたしました。

次に、南館の教室につきまして、教室廊下間のはり下スペースがなく配管を通すことができないため、教室の一部窓ガラスをアルミパネルに交換し、貫通させることといたしました。天井の改修面積につきましては、西中と同様の理由でございます。出来高により変更をいたしました。

続いて、石海小学校でございます。

南館2階の特別教室の空調機器につきまして、特別活動教室が普通教室となりました関係で空調機器を追加で設置することといたしました。

次に、北門周りの仕上げ工事につきまして、本来は危険ブロック塀撤去後の門意匠設置工事の中で施工する予定でありましたが、ガス管引き込み時に二度手間となることを避けるために本工事で追加をいたしました。また、ガス管理設90メートルの土砂につきまして、設計では残土で埋め戻す予定をしておりましたが、石、瓦れき等を含む不良土であったために購入土へと変更をい

たしました。また、天井の改修面積につきましても、西中学校、斑鳩小学校と同様の理由で出来高による変更をいたしております。

これら3校の設計変更によりまして、当初契約から191万7,300円を増額し、1億8,077万7,300円と変更をいたすものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 小、中学校空調設備、補正をされる中で、新たにエアコンをつける部屋もあるようではございますが、確認しておきたいのは補正を組む前段の段階で更新が必要であるエアコン等の調査等がきっちりとなされていたのか、なされていなかったのか、そのあたりはどうでしょうか。

また、教室によってはエアコンがついてる部屋もあるでしょうし、普通教室が基本であるという考え方は理解はしておりますが、今後のことを踏まえたエアコンが必要かどうかという議論がどこまでなされたのかだけ確認させてください。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、1点目、既存のエアコンの調査でございます。

通常の維持管理の中でエアコンの調子というのは、通常の学校運営の中では点検はされております。このたびのこのエアコンの工事と申しますのは国の方針でもちまして非常に夏場の気温が上昇したということを受けて、国の予算の補助金ということを受けて急遽全国的にエアコン設置ということが決まったわけなのですけれども、今回のエアコン設置の前に既存のエアコンの調子がどうであるかということについては、あえてその段階で特別したということではなく、通常の学校運営の中で点検等がされておりました。今回、斑鳩小学校の用務員室を追加させていただいたわけなのですけれども、通常の点検でもって壊れておったということはわかっておったわけなのですけれども、単体で入れかえるよりも、このたび普通教室のエアコンをつけるときに同時にするほうが当然現場管理の経費も安くつくということでもって、このたび追加をさせていただいたというところでございます。

それから、先ほども申しましたように普通教室を中心としてこのたび設置をさせていただいたわけなのですけれども、そもそも国の補助金というのが普通教室を対象としているというところで急遽の工事、施工というのが大前提でございまして、特別教室なり他の普通教室以外の教室につきましても当然設置することについても議論があったわけなのですけれども、補助対象になるというのが大前提というところから出発しておりますので、室外機については将来的な設置ということも含めて特別教室をも、このたびつけなかった教室をも対応し得る容量ということで設置をさせていただいているところでございます。議論的には当然普通教室以外の教室もつける、つけないという議論があったのですけれども、その補助事業である普通教室を最優先したということがこの事業の発端でございました。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 石海小学校北門周り仕上げ工事追加ということなのですけれども、前回の壁とか門の工事のときにしなくて今回はするというのですけれども、ということは前回の工事が

らは幾らか減額にはなってるのですかね。二重にはなってないのですか、予算として。もし減額になっていけば、その額をわかれば教えてほしい。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 詳細説明の中でも申し上げましたとおり、石海小学校の北門を含みまず門扉につきまして、今年度工事をしてもう完成はしたわけなのですけれども、その工事とこのたびのガス管の配管工事というのが重複するということで、この北門周りの仕上げ工事でせずに、こちらのエアコン設置の工事で追加したという内容になっております。したがって、北門の門扉をつける工事につきましてはその部分について金額は少なくなっているというところでございます、金額につきましては設計上53万円程度でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 天井改修面積全体出来高の件で、例えば太子西中学校の②の図面では834平米が31平米になったというのは、理由として点検口を新設をしたがゆえに103カ所追加と書いてあるのですけれども、この点検口というのはどういう意味で、当初の工事に比べてどういうふうな工事をするがゆえに、これは太子西中の②の図面なのですけれども31平米に減ったかというのをもうちょっと具体的に説明をお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 配管の工事なのですけれども、当初の設計上は天井をめくって配管をするという設計をしておいたわけなのですけれども、全面をめくるということではなく、点検口は具体的には103カ所設けるということになったわけなのですけれども、点検口を設けることによって点検口から配管を設置すると。天井をめくらずに点検口を設けることによって配管を設置するという、そういう工法に変更をしたわけなんです。これはこの三機工業株式会社からの提案ということがありまして、これのほう工法的に、工期的に早く済むというような提案がございまして、種々検討した結果、その工法を採用しようということで変更をしたものでございます。したがって、天井の改修面積というのが大幅に減ったと、そういう内容でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 先ほどの続きなのですけれども、確認なのですけれども、門の工事のときに初めからその部分がわかっていたので項目が入っていないのか、それとも工事の途中にこのガス管の埋設の工事と一緒にすればいいからということで減額になってるのか、どちらですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） もともとは門扉の工事に入っておいたものをこちらのエアコン設置でやったというところでございます。というのが、工期のずれにも影響してくるのですけれども、エアコンの設置が後になったというのがございますというような内容でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 この議案第11号は変更金額が1%ほどやけれども、議案第9号のときに言おうかと思ったんやけれど、10%以上超えとるわね。10%がおたくらにしたら小さいんかどうか。この議案第9号、議案第10号、議案第11号の工事の進捗状況は今どないなっとなですか。まずそれをお尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） この3月までが工期となっております。所によってはもう完成をしている、完成間近というところもございますが、議案第11号についてはおおむね70%から80%というところが今現在の進捗状況でございます。3月末には完成をするということで、工期には変更がないというところでございます。

○議長（藤澤元之介） 清原良典議員。

○清原良典議員 あのね、以前に特に総合公園の工事をやってるときにぼんぼこぼんぼこ追加、追加、追加、追加というような経緯があったわけや。そのときに大きな変更をしたりするときは所管の委員会に報告することという申し合わせをしたはずなんや。だから、そういう報告があったかどうか、私は委員会に入ってませんからわかりませんが、キュービクルが1980年製で、まずほかの変更内容が出てないから、これが1,000万円を超すようなものかなとは思いうのやけれども、やっぱり所管の委員会に報告せんことには、最終に事後報告、ほんで事後承認というのは、よく出るけれどももう議会軽視や。これはちゃんとやっぱり一度申し合わせを決めとんやから、最終の数量精算で出てくる変更金額は仕方がないけれども、中身がかわるときは必ず報告するようにという過去に申し合わせをしとんで、そのことを強く今申しときたいのですけれど、それに対していかがですか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） その点につきましては申しわけなく、この場でおわびをさせていただきたいと思います。先ほど申されましたとおり、このキュービクルで1,000万円程度の追加というのが議案第9号での主な内容でございますので大きな変更ということで、以後この工事の大きな変更につきましては委員会等で説明をさせていただくということを徹底させていただきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（藤澤元之介） 清原良典議員。

○清原良典議員 ほかのこともあるもので、総務部長から今私が申したことについて答弁、考え方をお示してください。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほど教育次長からも申しましたとおり、本来大きな工事に対する変更がございました場合に各課でその内容等をまた委員会等で報告させていただくことを徹底させていただきたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されまし

た。

~~~~~

日程第18 議案第12号 工事請負契約の締結について（学校給食共同調理センター改築工事）

○議長（藤澤元之介） 日程第18、議案第12号工事請負契約の締結について（学校給食共同調理センター改築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第12号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、太子町学校給食共同調理センター改築工事の請負契約であります。工事請負契約につきましては、去る2月20日に制限つき一般競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市網干区新在家1261番地12、株式会社ハマダ代表取締役社長帽田泰輔氏と契約金額11億5,170万円で契約するものであります。

詳細につきましては教育次長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 議案第12号太子町学校給食共同調理センター改築工事につきまして詳細説明を申し上げます。

現在、太子町学校給食共同調理センターは町内の学校への給食を担うために昭和48年の業務開始以来46年が経過いたしまして、施設の老朽化が著しく、また老朽化した調理機器の部品の交換も困難になりつつあります。施設の維持を懸念する状況が続いております。一方、学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルの改定によりまして、調理場の仕様をウェット方式からドライ方式に改める指導がございます。また、食品の製造工程における品質管理システムでありますHACCPの概念を取り入れた施設の設置が義務づけられておりまして、根本的な施設の改築が必要となっております。かねてより計画がございました給食センター改築工事ではありますが、昨年10月の用地購入の議決をいただきまして用地購入を完了し、いよいよ建築着手をするものでございます。

本工事につきましては、学校施設環境改善交付金による補助事業として令和元年度、2年度の2カ年で行うものでございます。この工事の改築の場所でございますが、太子町沖代17番地、鉄骨づくりの2階建て、建築面積は1,981.96平米、延べ床面積2,272.66平米であります。工事の内訳といたしましては、建築工事、電気工事、機械設備工事、屋外附帯工事でございます。完成の工期につきましては、令和3年3月31日を予定しているところでございます。

以上が工事請負契約の主な内容でございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議案第12号及び議案第13号にも関係しますが、まず1点目は土地の購入が決まってから、その後何かこの中身について、当初の計画から変更になった点、改善になった点がありましたら説明をいただきたいと思っております。

また、議案第12号ですが、監視カメラ設備とありますが、監視カメラは何を監視するためのカ

メラで何台設置予定でしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 土地の購入からの設計の内容の変更につきましては、変更はございません。

それから、監視カメラでございますが、これは外部からの侵入に関する監視もございますし、過去に給食センターでの洗剤混入とかというような事件もございましたので、調理の際の監視ということの意味も含めましての監視カメラでございます。台数につきましては6台を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 先ほど設計変更はないと言われましたけれど、その土地の購入以後、県からハザードマップが発表されて、あのときはたしかあそこの浸水想定は1メートルだったと思うのですが、このたび出ているのでは1.9メートルになってると思うのですが、それに対しては十分対応できるようになってるわけでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 給食センターの建築を予定しております区域のハザードマップについては、国交省が1,000年に一度の降水確率でもって浸水想定をいたしておりますハザードマップというのは、昨年ではなくもっと前に発表がされておるところでございますが、その浸水想定も当然2メートルとか3メートルとかというような想定になっております。その1,000年に一度の浸水に完全に対応し得るということについては、やはり経費的な面等を考えますと非常に非現実的であると、完全に対応すると、その想定に対して完全に対応して浸水がない状態にするということについては非現実的なことであるというふうに考えておるところでございます。過去にもこの浸水想定についての対策の説明をさせていただいたところではございますが、この調理場の床高についてはその前の100年に一度の浸水想定には対応し得るという設計でもって、この実施設計、基本設計を立ててきたわけでございます。そういう意味では、1,000年に一度の浸水想定については完全に対応し得るという状態にはなっておらないわけですが、100年に一度の浸水想定についてはそれなりの対策をとっておるといったところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 最近、特に災害、100年に一度どころか何百年に一度というのがたくさん起きております。それに対して十分に、それで行けるというのであれば、それはそういう判断でいいかもしれませんけれど、最近の災害の状況を見とったら、とてもやないけれどそんな状況ではないと思いますけれども、その辺のところはもう大丈夫なのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 先ほども申しましたとおり、完全に対応し得る施設としての設計がされておるかという、そこまでの対応はされておらないというのが現実でございます。例えば2メートル、3メートルの浸水に対してこの施設が耐え得るかと申しますと、決してそういう状態にはなっておらないわけではございますが、その想定よりも低い100年に一度というような浸水想定については対応し得る設計になっておるとおるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 図面からですけれども、2階の外部の階段、非常のとき用の階段というのはこの図面からではどうもなさそうなので、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時34分）

（再開 午後1時35分）

○議長（藤澤元之介） では、再開いたします。

教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 外部階段につきましては、図面上は確認はできないのですけれども、建築基準法上、外部階段を設置すべきところであれば設置するという方向になるのですけれども、この施設につきましては二方向避難ということが今のところの建築基準法で決まっておりますので、外部階段についてはつける必要がないという認識を持っておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 法律上、そうであれば、それで私も納得しますが、ただ昨年京都で非常に悲しむべき災害、火災がありました。そのときの建屋についても結局外側の取り付け階段がなかったように思うのですね。このたびの給食センター、やはり火を使うところでもありまして、どうもその辺のところがひっかかりましてきょうの質問ということになったのですが、これ以上申し上げても何なのですけれども、火の取り扱い等には厳重に注意ということで、それぐらいしか私どもは言いませんので。

これで以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今回、建物の契約ということなのですけれども、10月の臨時議会で非常にタイトなスケジュールで土地の契約をしないといけないと、それは補助金の兼ね合いがあつてというような説明を受けて、議会側は議会軽視やないかという一部議員もいながら、そのまま10月臨時議会に入っていったわけなのですけれども、その後、この補助金等々については従来どおり行けるのか。当初1月ぐらいにでも臨時議会をしてというような流れだったと思うのですけれども、そこから約1カ月ぐらいは遅れてきているかと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 当初は1月に入札を予定して、2月早々にも契約をしたいという、そういう考えを持っておりました。それは令和2年度いっぱいでの施設の完成ということを視野に入れておったわけでございます。令和2年度の完成というのは現在も変わっておりません。この入札の時期をずらしたというのは、非常に太子町にとっても大きな事業でございます。予算規模からしますと10億円を超えるような施設でございます。昨今のこの建築業界の情勢からいたしますと業界の状況が、業者が非常に不足しておると、業者が手いっぱいなかなか請負の業者が決まらないという、そういう状況がございます。また、金額的にも、規模的にも大きな施設でございますので、十分な見積期間を確保した上で、また質疑応答にも十分な時間をとって業者にも納得していただいた上で入札に付したいという、そういう思いがございまして、見積期間というのを十分にとったということによりまして入札の時期を遅らせて落札しやすいようにと申し

ようか、不落を避けるという意味もあって入札をこの時期に、2月20日ということで設定をさせていただいたところでございます。完成時期につきましては令和3年3月、これは厳守するという、今そういう姿勢であります。令和3年9月からの稼働に向けて3月には完成するという、そういう姿勢は変わっておりません。

以上でございます。

(松浦崇志議員「聞いたう答が返ってきてない、減額になるん、補助金幾らになるん」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 引き続き、教育次長。

○教育次長(栄藤雅雄) この補助金につきましては、交付決定がされておるわけでございますが、先ほどの補正予算でも説明を総務部長からしていただいたところでございますが、この令和元年度の事業を令和2年度に繰越明許でもって繰り越すという措置をとっておるところでございます。補助金総額につきましては変わらないというところでございます。

以上です。

○議長(藤澤元之介) 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それは安心したのですけれども、当初10月のこの日じゃないと補助金が満額おりないというか、みすみす補助金を見捨てるというか、ことになるといような話もあったのですけれども、結果的にそうならないということは、あのとき議決しなくてもよかったんじゃないかなというふうにも考えるのですけれども、そのあたりはいかがですか。

○議長(藤澤元之介) 教育次長。

○教育次長(栄藤雅雄) この補助金の交付、令和元年度、令和2年度の補助金でございますが、一般的なお話をしますと、補助金がついて補助事業ということになりますと、その年度で執行するという大前提がございます。繰り越すということになりますと、それ相応の理由が要るところでございます。これは太子町に限らずですけれども、この文科省の交付金につきましては、先ほど来審議していただきましたエアコンの交付金もそうなのですけれども、国の姿勢といたしましては繰り越しはまず認めないというところから始まります。エアコンの交付金につきましても平成30年度に補正でつきまして、令和元年度に繰り越しをしたわけなのですけれども、これは工期的にも国の補正でもって交付金がつきましたものですから、ほとんどの自治体が令和元年度に繰り越しをしたわけなのですけれども、令和元年度に繰り越して、それを令和2年度にさらに事故繰り越し、繰り越しができるかという、それはできないという国の方針がございました。それと同じように、この給食センターの交付金につきましても繰り越しというのはまず認めないという姿勢から入っております。なのですけれども、エアコンにつきましても、聞くところによりますと少数の自治体では繰り越しが認められたというように、そういう事例も聞き及んでおるところでございます。この給食センターにつきましても、こちらの事情を説明した上で国に繰り越しを認めていただくように今申請をしているという状況でございます。繰り越しが認められるだろうという今話を県から聞いておるところでございます。まずは姿勢として繰り越しは認めないというところから国の考えが入っているところを御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(藤澤元之介) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいですか。

(多数賛成)

○議長(藤澤元之介) 賛成多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第13号 工事請負契約の締結について(学校給食共同調理センター厨房機械等設置工事)

○議長(藤澤元之介) 日程第19、議案第13号工事請負契約の締結について(学校給食共同調理センター厨房機械等設置工事)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第13号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町学校給食共同調理センター厨房機械等設置工事の請負契約であり、学校給食共同調理センター改築工事にあわせて実施するものであります。契約につきましては、平成29年度に3者によるプロポーザルを実施した結果、最優秀であった兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号、株式会社アイホー神戸営業所所長三輪浩平氏と2億5,594万8,000円で随意契約するものであります。

詳細につきましては教育次長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(藤澤元之介) 教育次長。

○教育次長(栄藤雅雄) 議案第13号工事請負契約の締結について(学校給食共同調理センター厨房機械等設置工事)につきまして詳細説明を申し上げます。

厨房機械等の設置工事につきましては、議案第12号の改築工事にあわせて実施する工事であります。設置する主な厨房設備につきましては、洗浄室、仕分け室、調理室、下処理室ほかに設置します設備でございます。シンク、消毒保管庫、ステンレス回転釜、冷蔵庫、連続フライヤー、コンビオープン、ガス煮釜、食缶洗浄機、食器洗浄機等々でございます。厨房設備につきましては、建築工事の基本設計の段階で衛生面、調理作業の効率を高める動線及びランニングコストの低減が認められる機器を選択しております。

契約の方法につきましては随意契約ではございますが、厨房機械の計画の提案を初め、イニシャルコスト、ランニングコストの低減方策、納入実績、業務体制等を総合的に評価いたしますプロポーザル方式により業者を決定したところでございます。契約金額につきましては、プロポーザル時に提示のありました金額から交渉を重ねまして、2億5,594万8,000円でこのたび契約をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

なお、この工事施工者の株式会社アイホーの近隣の納入実績でございますが、たつの市の中央学校給食センター、それから姫路市の北部学校給食センター、明石市の西部学校給食センター等々に納入実績がございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第14号 財産の取得について

○議長（藤澤元之介） 日程第20、議案第14号財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第14号財産の取得について説明を申し上げます。

本案件は、子育て支援施設として、土地につきましては太子町佐用岡字東ノ口381番1、同381番3、同386番1、同387番1の4筆を、また建物につきましては佐用岡字東ノ口381番地1及び3、同387番地1に所在する事務所、同387番地1に所在する店舗並びに附属建物の倉庫の3棟を所有者である兵庫西農業協同組合代表理事組合長市村幸太郎氏から取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。土地面積は1,366.04平方メートル、建物床面積は477.22平方メートル、取得価格は3,300万円であります。なお、取得価格につきましては不動産分析を行い、価格的に有利なものであると判断しております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 町長施政方針

○議長（藤澤元之介） 日程第21、議案第15号町道路線の認定についてであります。お諮りをいたします。

ここで町長より令和2年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（服部千秋） 本日、令和2年第1回太子町議会定例会の開会に当たり、太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算を初めとする諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに私の町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要を説明申し上げ、町議会議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

本年1月、「太子高等学校まちづくり研究グループ」より太子町のまちづくりについて4つの提案をいただきました。「JR網干駅を『太子』の名前が入った別名として名づけ、電車基地の町としてPRする」、「動画やInstagramなどを活用して町の魅力をPRする」、「新しい地域グルメやおいしい飲食店を楽しめるまちづくりを進める」など、若々しい感性でまとめられた提言の数々は大変刺激的であり、また「なるほど」と思わせるものがありました。そして、高校生の皆さんが「私たちもまちづくりを『自分ごと』として捉え、地域の皆さんと一緒にまちづくりに参画していきます。」と力強く表明してくださったことを大変うれしく思いました。

私が町長に就任して3年7カ月が過ぎました。その間、多くの町民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただいております。特に昨年においては、中学生、高校生、子育て世代と世代ごとのワークショップを開催するとともに、昨年8月には20代の若者から高齢者までが1つのテーブルを囲んでまちづくりについて考える「まちづくりの集い」を開催し、さまざまな御意見をいただきました。そういった御意見を集大成し、今後10年間のまちづくりの羅針盤としてまとめたものが「第6次太子町総合計画」であります。これからの10年間は少子高齢化、人口減少が進み、経済規模の縮小、社会保障経費の増加など、さまざまな課題が生じてまいります。高齢化の進行により、地域コミュニティ活動の維持が困難となる地域が出てくるかもしれません。また、自然環境の変化により風水害が頻発、激甚化するとともに、山崎断層帯地震、南海トラフ大地震の発生も危惧されます。一見、地域社会をめぐる状況は厳しいように思われますが、私は先ほど御紹介した太子高等学校の生徒のようなまちづくりを「自分ごと」として捉えていただく住民の皆様とともに協働しながらまちづくりを進めていくことで、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりがきっと実現できるものと考えます。

まちづくりの生き生きとした躍動は、町民の皆様と町議会議員の皆様、そして我々行政がそれぞれの役割分担のもと、連動することにより実現できるものと考えます。「和のまち太子」のまちづくりに向けまして、引き続きの御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、主要施策の概要につきまして、「第6次太子町総合計画」に掲げております町の将来像の政策項目に沿って申し述べます。

はじめに、プラン1、いきいきと輝くまちについて申し上げます。

第1点、協働のまちづくりの推進に向けた取り組みとしまして、「まちづくりレター」やパブリックコメントの実施、「まちづくりの集い」の開催などにより町民の皆様の貴重な御意見を聴き、町政に反映させてまいります。町内で公益的な活動を行う住民活動団体より、住民の視点に立って地域課題や社会的課題の解決に資する事業の提案を募り、効果が高いと認められるものについて行政も協働して実施する提案型協働事業補助金を昨年度に引き続き実施いたします。

第2点、地域産業の活性化に向けた取り組みとしまして、農地の大区画化や排水対策、農業用水利施設の整備、担い手への農地集積を進めることを目的とし、岩見構下地区と西脇・広坂地区においてはほ場整備に取り組みます。岩見構下地区は、令和元年度に引き続き整備工事、換地業務を行い、西脇・広坂地区については令和3年度の工事实施に向け実施設計等を行います。また、広坂地区にある向池について、堤体を改修して耐震性を強化する事業に着手いたします。令和3

年度の工事実施に向けて、令和2年度は実施設計業務を行います。さらに、地元が行う荒河井堰の水門改修工事への助成を行います。

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき策定している農業振興地域整備計画については、平成26年の総合見直しから6年が経過しております。その間、社会情勢が変化していること、また現在改定作業を進めている「太子町都市計画マスタープラン」との整合を図ることから、令和2年度において総合的な見直しを行います。また、近年有害鳥獣による農作物の被害が増大しています。そこで、有害鳥獣の駆除頭数を増やすとともに、県の支援を活用した新たな対策としまして鳥獣対策サポーターを3自治会に派遣し、被害状況の診断、捕獲指導など、総合的な支援を実施いたします。加えて、原地区において鳥獣被害防護柵を設置いたします。

商工業の活性化としまして、太子町商工会と連携しながら、地域の中小企業の育成と支援を目的とした経営改善普及事業や地域振興事業に取り組みます。あわせて融資を受けた中小企業に対して利子補給などの経営支援を行います。また、町内事業者数の増加、地域産業の活性化を図るため、「創業支援事業計画」に基づき、創業塾の開催、各種補助金の交付など、創業支援を行います。就労支援対策としまして、就業していない若者を対象とした「ひめじ若者サポートステーション」の出張相談による就職支援を実施します。また、新たな取り組みとしまして、40代以上の就業していない人や一般求職者を対象にハローワーク姫路の職員による出張相談会を役場庁舎内にて実施いたします。

第3点、地域資源の活用としまして、当町が持つ歴史文化の魅力を生かし、まちづくりへの活用を推進いたします。鶴荘ぼうじ石をモチーフにした新しいキャラクター「ぼうじい」については、地域の子どもたち向けのイベントなどに数多く登場させるとともに、第三者も無償でデザインを利用できるようにし、町内外での知名度アップを図ります。令和元年度まで25回にわたり開催した「太子あすかふるさとまつり」は太子町の秋の風物詩として町民の皆様にも愛されてきましたが、昨年に25回目という節目を迎えたことから今までの好評だった部分は継承しつつ、新たなエッセンスを加えたイベントとしてリニューアルし開催いたします。事業内容の企画に当たっては、町民の皆様も参加いただく検討委員会を組織し、どの世代の方も楽しめるようなイベントを目指します。

特産品の振興としまして、太子みそを利用した新商品の開発支援を行うとともに、みそづくり体験教室を開催いたします。令和2年度はみそづくりに加え、太子みそを活用した料理づくりを行うなど、類似イベントとの差別化を図るとともにみそ汁以外の需要拡大を目指します。また、新たな特産品への支援としまして、サンショウを栽培される方に対し、苗木の補助を行います。さらに、学校給食においても、可能な限り太子町産、兵庫県産の食材を使用し、地産地消に努めるとともに献立に郷土料理などを取り入れて食育活動も推進いたします。

太子町ふるさと応援寄付事業につきましては、太子町を全国の皆様にも知っていただくための絶好のプロモーションの機会と捉え、寄附に対するお礼品のラインナップを充実させるなど、引き続き町の魅力発信に努めてまいります。

町民主体で展開されている「聖徳太子1400年プロジェクト」に対し、町も積極的に参画してまいります。令和2年度におきましては、「聖徳太子講演会」、東京パラリンピック聖火の採火式と聖火を展示する「たいしの火ビジット」の開催、新しい町のキャラクター「ぼうじい」を活用した事業など、多数のイベントを「聖徳太子1400年プロジェクト事業」と位置づけて実施いたします。また、プロジェクト推進協議会と連携し、聖徳太子を核とした歴史文化資源の活用、地域の活性化を図ってまいります。

全国的に問題となっている空き家の増加は、防災や衛生、景観等の面から良好な住環境を阻害

するおそれがあります。空き家の減少と地域のにぎわい創出を図るため、新たな取り組みとしまして、これまで市街化調整区域に限り兵庫県が行っていた「空き家利活用支援事業」について、町も補助することにより市街化区域にも拡充いたします。これにより空き家の利活用を促進し、良好な住環境を維持するとともに小規模店舗等の創業促進にもつなげてまいります。

次に、プラン2、学び成長するまちについて申し上げます。

第1点、子育て支援の充実としまして、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、社会全体で子どもや子育て家庭を支援することを目標とした「第2期太子町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るため、保健福祉会館に開設している子育て世代包括支援センター「ひだまり」において、産前・産後サポート事業、産後ケア事業など、包括的な支援を継承して実施いたします。

保育所、学童保育園の運営等により、働きながら安心して子育てしていただく環境を整えます。また、新たな取り組みとしまして、保育や子育て支援分野への従事を希望する人が兵庫県が実施する子育て支援員養成研修を受講した場合、その費用を支援し、保育現場の人材確保を図ります。さらに設備の老朽化が進んでいる斑鳩保育所について、空調設備及び厨房設備を更新いたしますとともに幼児用トイレ、調理員用トイレの洋式化等の改修工事を実施いたします。

現在、太田東地区農村交流センターで開設している子育て学習センター「のびすく」につきましては、財産取得の御議決をいただきました暁には兵庫西農協竜田支店跡地へ年度の後半に移転することを計画しています。内装の改修等を行い、総合公園に近い良好な環境のもと、子育て支援拠点としての機能を強化いたします。

第2点、学校教育の充実としまして、「環境体験」、「自然学校」などの体験学習を実施するとともに国際化、情報化などの社会情勢を踏まえた教育を推進いたします。特に、情報教育については令和2年度より小学校教育課程にプログラミング教育が導入されることから、体験しながら論理的思考力を培うことができるプログラミング教材を導入いたします。新たな取り組みとしまして、社会のあらゆる場面で活躍する太子町ゆかりの先輩方を小学校、中学校にお招きし、講話や実演等を行っていただき、子供たちにふるさとへの愛着を持ってもらえるよう「太子ゆかりの後輩応援団事業」を実施いたします。

教育環境の充実を図るため、令和元年度に引き続き太子東中学校の大規模改造事業を実施し、令和2年度は北棟の改造工事を行います。また、災害時には避難所としても使用する龍田小学校、太子西中学校の屋内運動場トイレについて、便器を洋式化するとともに多目的トイレの機能を充実いたします。学校給食センターは改築工事を引き続き実施するとともに、厨房設備の機器の設置、配送車の更新等を行い、令和3年9月の稼働に向けて着実に事業を進めてまいります。

小学校教育の指導体制の充実としまして、現在1名配置している学校教育に係る指導主事を令和2年度より2名配置とし、複雑、多様化する教育課題、また新学習指導要領により導入される小学校での外国語教育やプログラミング教育にきめ細かに対応いたします。学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育てていくため、地域学校協働活動推進員を配置し、あそびっ子教室や土曜日英会話教室、ジュニアリーダー養成講座などの各種事業を「土曜日の教育活動事業」として展開します。また、自治会公民館等で地域住民を主としたボランティアと子どもたちとの交流活動や体験活動を行う「放課後子ども教室」の拡充に取り組みます。さらに、学校支援ボランティアによる学習支援や環境支援活動など、地域全体で子どもたちを育てる体制づくりを推進します。

第3点、社会教育の充実としまして、文化会館や地区公民館において、高齢者大学や各種講座を開設し、さまざまな年代の方が生涯にわたり学習を深め、かつ多くの方と交流できる場を創出

いたします。地域交流館につきましても、生涯学習や住民交流の場として活用いただくとともに、「絵本の時間」や新しい町のキャラクター「ぼうじい」の工作イベントなど、自主事業を開催いたします。

耐震補強大規模改造工事が終了してリニューアルオープンする町民体育館は、空調設備の更新及び増設、新しいトレーニング機器の配備など、利便性が向上しています。この点を積極的にPRし、従来の利用者だけでなく新規利用者の掘り起こしにつなげてまいります。また、今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される年であることから、開催日までの日数を表示する「カウントダウンボード」を設置するとともに、昭和39年開催の東京オリンピック聖火リレーに関する展示などを行い、オリンピック・パラリンピックへの機運を盛り上げるとともに町民体育館にお越しいただくきっかけとなるようPRしてまいります。総合公園陸上競技場につきましては、日本陸上競技連盟により認定されている「第3種公認陸上競技場」を維持するため、トラック等の改修工事を行います。

文化会館におきましては、魅力あふれる多彩な自主事業を開催するとともに芸術、文化に親しむ環境づくりとしまして町民芸術祭や公募美術展などを引き続き開催いたします。図書館におきましては、利用増加を図るため、読書講演会やおはなしの夕べ、町民の皆さん手づくりの作品展示など、興味を持っていただくイベントを開催します。また、休館日や夜間でも本を返却できるよう図書返却ポストを設置いたしますとともに館内トイレの洋式化、図書館システムの機能向上など、利用者の利便性向上を図ります。さらに子どもたちが読書習慣を身につけられるよう、幼稚園、保育所、学校を訪問して絵本の読み聞かせやお薦めの本の紹介を行うとともに、夏休み工作教室や1日図書館員など、図書館や本に触れる機会を数多くつくります。

町の歴史文化資源である文化財につきましては、未活用となっている文化財の掘り起こしなども行いつつ保護、活用を図ってまいります。歴史資料館においては、斑鳩寺で見つかった瓦に関する企画展を開催します。また、歴史講座や現地見学会、小・中学生対象の歴史探検隊などを実施するとともに、地域の文化財や歴史により親しんでいただけるよう古文書を読み解く力を養う講座を開催いたします。文化会館、図書館、歴史資料館が連携し、ふるさと文化村全体のにぎわいを創出するため、3館合同の複合型イベントである「あすかイチ」を開催いたします。令和2年度は5月に「母の日deあすかイチ」、8月に「なつやdeあすかイチ」を開催する予定としております。

次に、プラン3、未来を守るまちについて申し上げます。

第1点、防災力の強化としまして、頻発、激甚化する風水害、近い将来の発生が予測される山崎断層帯地震、南海トラフ大地震に備えるため、発災対応型防災訓練の実施、防災講演会の開催、自主防災組織の活動支援などにより「自助、共助、公助による防災体制の強化」を図ります。また、令和元年度に整備した防災行政無線の運用を開始し、防災情報や行政情報を迅速に伝達してまいります。さらに、お住まいの地域の災害リスクを知り、発災時に適切な行動をとっていただくよう兵庫県が公表した浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域情報に基づいた防災ハザードマップを作成し、全戸に配布いたします。

防火・防災の重要な担い手である消防団につきましては、消防技術の基本である操法大会や各種訓練を実施し、団員の技術の錬磨を図ります。また、団員は勤務中であることが多い平日昼間の消防力強化を図るため、町内に所在する事業所に協力を求め、企業連携消防団の拡充を図ります。

第2点、防犯、交通安全対策の充実としまして、自治会への「防犯カメラ設置補助事業」に加え、防犯パトロールなどの取り組みにより防犯体制の充実と防犯意識の高揚を図ります。自治会

やPTAなどによる下校時の子どもの見守り活動などとも連携しながら、町民と行政が一体となって地域の防犯対策を推進いたします。交通安全対策の充実につきましては、たつの警察署や地域のボランティアの方々と連携し、街頭での啓発活動や各学校での交通安全教室、高齢者を対象とした交通安全教室の開催など、交通ルールとマナーの向上に引き続き取り組みます。また、危険箇所へのカーブミラー設置など、交通安全施設を整備し、安全な道路環境を構築してまいります。

消費者行政の推進を図るため、これまで取り組んできた児童・生徒に対する学習講座を引き続き実施するとともに、地域住民対象の出前講座においても受講者の依頼に応じてSNSや特殊詐欺など専門的な講座を実施し、消費者教育の充実を図ります。また、消費生活相談員を配置し、積極的な情報提供や啓発活動と被害が生じた場合の相談対応を行います。

第3点、環境保全活動の推進としまして、全町クリーン作戦の実施や連合自治会による河川清掃への支援等により良好な生活環境の維持を図ります。また、家庭で取り組めるごみの減量化やレジ袋の削減などの啓発、資源ごみの集団回収運動に対する奨励金の支給などにより環境問題に関する意識高揚を図ってまいります。

次に、プラン4、元気で笑顔のまちについて申し上げます。

第1点、健康づくり、医療の充実としまして、健康づくりについての正しい知識を身につけ、健康づくりへの意識が高められるよう健康講座などの健康教育や健康相談を実施いたします。また、生活習慣病の予防と重症化を防ぐため、各種検診事業を実施いたしますとともに、区切り年齢の方への受診無料クーポン券を配布するなど、受診率の向上に努めてまいります。さらに、健康の保持、増進に有効なラジオ体操の普及を図るため、「ラジオ体操講習会」を開催いたします。令和2年度は社会教育課及び老人クラブ連合会が主催するイベントとタイアップして開催し、より多くの年代層への参加を呼びかけます。

こころの健康づくりとしまして、「こころの健康講座」を開催いたします。こころの健康に関する正しい知識を持っていただくとともに、特に令和2年度においては昨今問題となっている「ゲーム依存症」をテーマとした講座も開催いたします。また、自殺対策の強化としまして、自殺の危険を示すサインに気づき、声かけや見守りなど適切な対応をとることができる「ゲートキーパー」の養成講座を行います。令和2年度は町職員やボランティアに加えて商工会会員にも対象を広げ、働く世代の方々に対するゲートキーパー養成を図ってまいります。

保健・医療サービスの充実としまして、健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えていただくための妊婦健康診査の受診助成につきまして、今までも受診費用を助成しておりますが、令和2年度より助成額を拡充し、経済的な負担を軽減することによって定期的な通院を促します。令和2年度からの新たな取り組みとしまして、全ての新生児に対して聴覚検査を実施します。これにより聴覚障害を早期に発見し、音声言語の発達への影響を最小限に抑えます。また、3歳児健康診査において、屈折検査機器を用いた視覚検査を実施し、治療が必要な幼児の早期発見を図ります。屈折検査機器は就学時健康診断等の場においても活用し、早期の治療開始へとつなげます。さらに「A類疾病」に追加されたロタウイルス感染症対策としまして、令和2年10月から生後2カ月以降の乳児を対象に定期接種を実施いたします。新型コロナウイルス関連肺炎の流行が世界的に問題となっている中、本町においても感染症予防連絡会議を設置、開催し、関係課などと情報共有を図りながらホームページに相談窓口の連絡先を掲載し、公共施設に消毒薬を置くとともにせきエチケットや手洗いの励行など、感染症予防対策の啓発を行っているところであります。

第2点、高齢者、障害者福祉の充実としまして、高齢者が健やかに暮らしただけるよう



「いきいき百歳体操」、「かみかみ百歳体操」の普及啓発、介護予防教室の実施などの取り組みを進めてまいります。また、新たな取り組みとしまして、要介護状態には至らないものの、身体機能が低下し、心身ともに弱まっている「フレイル」状態の方を早期に発見するため、健康診断の際に質問票を用いた問診を行い、高齢者一人ひとりの心身の衰えの状態を把握し、必要な保健事業や医療機関への受診につなげてまいります。

認知症高齢者が増加傾向にある中、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう認知症サポーター養成講座を実施いたしますとともに、自治会単位での見守り、声かけ体験、情報伝達模擬訓練を実施いたします。また、月1回、物忘れ相談を開催いたしますとともに、認知症の方同士で語り合い、暮らしやすいまちづくりにつなげていただく「本人ミーティング」を実施いたします。高齢者の生きがいづくりとしまして、文化会館において60歳以上の方を対象に高齢者大学を開催します。また、老人クラブなど、各種団体の活動を支援するとともに、交通手段がない高齢者や障害者世帯への日常生活における外出手段を支援する「やすらぎタクシー運賃助成事業」を継続して実施いたします。

高齢者保健福祉施策の方向性や介護保険サービスの見込み量等を定めた現行の「第8次老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」は令和2年度で最終年度を迎えることから、令和3年度から5年度までを計画期間とする新たな計画を策定いたします。高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に向け、その役割を果たしていきたいと考えています。

障害者福祉の推進としまして、「第3期太子町障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」に基づく施策を着実に推進し、障害のある人が地域で安心して暮らせる共生社会の実現を推進してまいります。また、「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」が令和2年度で最終年度を迎えることから、令和3年度を初年度とする新たな計画を策定いたします。

東京パラリンピックの開催に向けた機運醸成とユニバーサル社会の実現を目指した「東京2020パラリンピック兵庫県聖火フェスティバル」が本年8月に開催されます。本町もこの趣旨に賛同し、聖火の採火式と「たいしの火ビジット」を開催いたします。

第3点、地域福祉の充実としまして、人権教育・啓発活動を推進することにより、お互いの人権を尊重し合い、個性と能力を十分発揮できるまちづくりを進めます。民主化推進協議会や人権擁護委員と連携し、多様化する人権課題についての正しい理解、認識を深める事業を展開するとともに、南総合センターにおきましては人権啓発の拠点として積極的に事業を展開します。また、本年5月に文化会館において、「ひょうご女性未来会議 in 太子」を実行委員会と協働して開催いたします。兵庫県内から多くの活躍する女性を招き、パネルディスカッションや意見交換を通してつながりを深めるとともに、本町における男女共同参画社会への意識醸成を図ります。地域の主体的なまちづくりを進めるため、地域において大きな役割を担っている自治会や老人クラブなどの活動を支援するとともに、ボランティアやNPO、民間福祉関係団体と連携し、地域で支え合う体制を推進してまいります。また、福祉課題の解決に当たっては、地域の実情をよく御存じの民生委員、児童委員の果たす役割が大きいことから、定例会や研修会を開催して、委員の皆様の活動を支援し、地域での相談支援体制の充実を図ってまいります。

次に、プラン5、快適で持続するまちについて申し上げます。

第1点、都市機能の整備促進としまして、自然と親しみ、心身の健康増進とスポーツを通じた交流の場であり、かつ防災拠点としての機能も有する太子町総合公園の整備を進めてまいります。令和2年度は、グランド投光照明及び防災備蓄倉庫等の整備を行います。土地利用の推進としまして、都市計画道路揖保線の供用開始後に沿道としての高度な土地利用需要が見込まれる沖代、米田地区について、土地利用の促進に向けた調査検討を進めてまいります。

広域交流拠点であるJR網干駅周辺の交通環境の改善及び周辺道路ネットワークの構築を図るため、都市計画道路龍野線の道路整備事業と連携しつつ、都市計画道路網干線外整備事業を継続して実施いたします。令和2年度は用地取得を完了させるとともに、整備工事に着手します。また、平成24年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、太子陸橋の修繕工事を引き続き実施いたします。一方、生活道路につきましては、建築基準法により中心後退が発生する幅員4メートル未満の狭あい道路について、沿道地権者から後退用地を町に寄附する申し出があった場合、分筆費用を町が助成することにより道路の拡幅整備を推進いたします。利用者の減少が続く神姫バスなど、民営乗り合いバスにつきましては、運行経費の一部を補助し、公共交通の維持に努めます。

安全・安心な水の供給体制を維持するため、老朽化した送水管の更新工事を行い、災害対策や事故の防止を図ります。また、吉福浄水場の浄水機能を廃して老原浄水場に送水するための導水施設整備に向け、実施設計を行います。雨水対策としまして、豪雨時に発生する浸水箇所の解消を図るため、大津茂川右岸第1排水区における雨水幹線整備を実施いたします。令和2年度から2カ年計画で整備工事を行います。

第2点、行政基盤の確立としまして、広報紙、ホームページやSNSを活用し、町の魅力のPRを図ってまいります。また、本町と姫路市、たつの市との行政界付近に設置している町のPR看板について、「聖徳太子ゆかりのまち」であることをよりアピールするデザインに更新します。これにより、本町が聖徳太子ゆかりのまちであることを町外に広く発信するとともに、町民の皆様に対しても聖徳太子と本町との関係を改めて認識していただくことにより、「聖徳太子1400年プロジェクト」への機運醸成を図ります。また、行政の効率化を追求するとともに、質の高い住民サービスを提供するため、「第6次太子町新行政改革大綱」に基づいて、引き続き行財政改革の取り組みを進めるとともに、各事業の費用対効果を見きわめ、選択と集中による効率的な事業執行を行います。

マイナンバーカードの普及につきましては、国は令和元年9月のデジタル・ガバメント閣僚会議において、「令和4年度中にほぼ全ての住民がマイナンバーカードを所持する」との計画を示しております。本町におきましても、さらなる啓発、特設ブースの設置、休日開庁等の取り組みを講じ、マイナンバーカードの一層の普及を図ってまいります。公共建築物やインフラ資産の老朽化が進む中、長寿命化を進めるとともに、必要なサービスを効率的かつ持続的に提供していく必要があります。そこで各施設の今後の管理方針を定めた個別施設計画を策定いたします。また、新たな財源の確保としまして、文化会館、体育館、陸上競技場、道路施設について、施設の命名権を付与し、その対価を町の財源とする「ネーミングライツ」を導入いたしますとともに、「広報たいし」への有料広告掲載を開始いたします。

以上が令和2年度の太子町行政運営に取り組む私の所信と施策の大要であります。町民の皆様がこれからも住み続けたいと思える「誇れる太子のまちづくり」に向けて全力を傾注いたす所存でございますので、御支援、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げますとともに、今期定例会に提案しております案件につきまして、慎重なる御審議の上、適切な御議決を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 町長の施政方針の説明は終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第15号 町道路線の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第21、議案第15号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第15号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条の帰属による道路5路線を認定するものであります。起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙に添付しております。また、箇所につきましては、参考資料に路線地図を添付しております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第16号 太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第22、議案第16号太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第16号太子町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容は、改正法において「第243条の2、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責」の規定が追加され、現行の「第243条の2、職員の賠償責任」の規定が「第243条の2の2」に繰り下がるため、条例第4条第5号に引用している「第243条の2」を「第243条の2の2」に改めるものです。また、条例第6条に規定しております監査委員が公表する事項に新たな事項が追加となり引用条項を追加する必要がありますが、引用条項を全て列挙した場合、改正後の条文が煩雑となることから「監査委員の行う公表」との一括表記に改めるものでございます。施行日は令和2年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第17号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第23、議案第17号公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第17号公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、令和2年4月1日より発足する兵庫県農業共済組合については、従来より当町が職員を派遣している一部事務組合である揖龍地区農業共済事務組合ではなく、農業保険法に基づく法人であるため、当該組合へ職員を派遣するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、職員を派遣することができる団体として従来は「社会福祉法人太子町社会福祉協議会」のみを規定しておりましたが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項に規定する公益的法人等のうち、規定で定める団体の派遣を可能とし、派遣職員の給与及び職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する特例などの改正となつて

おります。施行日は令和2年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私から議案第17号公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

参考資料議案概要書11ページ並びに条例等の改正に係る参考資料、新旧対照表2ページ、3ページ、同条例施行規則の4ページ、5ページもあわせてごらんいただければ幸いです。

従来より当町が職員を派遣しております一部事務組合であります揖龍地区農業共済事務組合は、既に御案内のとおり、令和2年3月31日をもって解散いたします。令和2年4月1日より発足いたします兵庫県農業共済組合については農業保険法に基づく法人であるため、当該組合への職員を派遣するに当たり、これを可能とするための本条例を改正するものでございます。また、その他派遣することができない職員から除かれる職員の規定、派遣職員の給与及び職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例などの整理並びに軽微な文言修正等についてもあわせてこのたび行わせていただいております。

それでは、改正内容といたしまして、まず第2条第1項におきまして、職員を派遣することができる団体といたしまして、従来は「社会福祉法人太子町社会福祉協議会」のみを規定しておりましたが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項に規定いたします公益的法人等のうち、規則で定めます団体への派遣を可能とする旨を規定しております。制定いたします規則第2条をごらんいただきますと、第1号に「社会福祉法人太子町社会福祉協議会」、第2号に「兵庫県農業共済組合」を掲げております。また、同条例の第2条第2項におきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項に規定いたします派遣することができない職員から除かれる期間を定めて任用される職員といたしまして、地方公務員法第28条の5第1項に規定いたします「再任用短期間勤務職員」などを規定しております。

次に、第4条におきまして、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項の規定に基づきまして、条例で定めるところにより給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる規定について、派遣職員の実情によりその他の手当も支給できるように「給与を支給することができる」とする改正を行っております。

次に、第7条におきまして、職務に復帰した職員等に関して、職員の退職手当に関する条例の特例といたしまして「派遣先団体の業務に係る業務上の疾病や死亡または公務上の疾病または死亡とみなす」ことや、職員派遣の期間について「退職手当を算定する上で現実的に職務をとることを要しない期間については該当しないものとみなす」など、派遣されないほかの職員との均衡を考慮した特例についても、このたび明記した形で規定をさせていただいております。

次に、第8条において、任命権者は規則で定めるところにより派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後の職務に復帰した職員の処遇状況等を町長に報告しなければならない旨を規定させていただいております。

次に、第9条におきまして、この条例の施行に関して必要な事項は町長が規則で定める旨を規定しております。なお、本条例の施行日につきましては、兵庫県農業共済組合への派遣の開始予定であります令和2年4月1日としております。

以上を詳細説明といたします。何とぞよろしく御審議賜り、原案のとおり御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第18号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第24、議案第18号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第18号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、令和2年4月1日より施行される会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員については改正地方自治法に基づき、常勤職員同様、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたことから、当該職員の公務災害に係る補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準じることとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第5条において給料を支給される職員の公務災害に係る補償基礎額については、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施期間が町長と協議して定める額である旨の規定を追加しております。また、経過措置として、附則第2項において、この条例による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以降に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用する旨を規定しております。施行日は、会計年度任用職員制度が施行される令和2年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 議案第19号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第25、議案第19号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第19号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、市町村が実施する福祉医療費助成制度の基盤となる県の福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、県要綱が改正されたことによる文言の整理として、第2条第17号中の「公的年金」を「公的年金等」に、「同条第4項中」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第75条第4項中」と改めております。また、地方税法等の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴う項ずれの整理としまして、第4条第1項第2号中、「同法附則第5条の4の2第6項」を「同法附則第5条の4の2第5項」と改めております。施行日は県の要綱が平成31年4月1日にさかのぼって提供していることから、同様に原則平成31年4月1日から適用することとしておりますが、第2条第17号の改正規定について

は所得税法改正に伴う施行日である令和2年1月1日から適用することとします。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第26 議案第20号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第26、議案第20号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第20号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律の中で児童福祉法が改正され、基準となる厚生労働省令が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改められたことにより、本町の実情を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、附則第2条に規定しております職員に関する経過措置につきまして、現行の規定を5年間延長し「令和7年3月31日まで」とするものです。放課後児童支援員は知事等の行う認定資格研修を修了しなければならないのですが、修了することを予定している者についても放課後児童支援員としてみなすことを可能とする期間を延長することで支援員を確保し、安定した園運営を図りたいと考えます。施行日は令和2年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第27 議案第21号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第27、議案第21号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第21号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、閣議決定された税制改正大綱に基づき、国民健康保険税の課税額に係る限度額を引き上げ、国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の課税額に係る限度額の引き上げについては、基礎課税額の課税限度額を「61万円」から改正後「63万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行「16万円」から「17万円」に引き上げるものでございます。また、国民健康保険税の軽減措置の拡大については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を「28万円」から「28万5,000円」に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を「51万円」から「52万円」に引き上げるものでございます。この改正による影響については、課税限度額の引き上げにより高所得者により多くの負担を求めることとなる反面、軽減判定所得の引き上げにより低所得者の保険税軽減の対象世帯が

増えることになり、被保険者おのこの支払い能力に応じた賦課となる改正となっております。施行日は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行の日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

（休憩 午後2時53分）

（再開 午後3時10分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**日程第28 議案第22号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第28、議案第22号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第22号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、消費税による公費を投入して住民税非課税世帯を対象に保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月より一部実施を行ってまいりましたが、令和2年度については保険料軽減を完全実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第1段階に当たる生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等が80万円以下の方は令和2年度の保険料を「1万9,260円」とし、令和元年度保険料から4,820円を減額、第2段階に当たる世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等が80万円超、120万円以下の方は令和2年度の保険料を「3万2,100円」とし、令和元年度保険料から4,820円減額、第3段階に当たる世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入額が120万円超の方は令和2年度の保険料を「4万4,940円」とし、令和元年度保険料から1,610円を減額するものでございます。また、保険料減額分に係る費用負担については、国が2分の1を、県が4分の1を、市町村が4分の1を負担し、一般会計から特別会計に繰り入れることとされております。施行日は、令和2年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第29 議案第23号 太子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第29、議案第23号太子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第23号太子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、避難行動要支援者の生命等を災害から保護するため、災害対策基本法の規定に基づき、避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し、必要な事項として本条例を制定するものでござ

ざいます。

主な制定内容は、第3条において災害対策基本法の規定にある避難行動要支援者の名簿情報の提供に係る要件の特例等について規定し、本人からの明確な不同意の意思表示がある場合を除き、平常時に避難支援等関係者に名簿情報を提供できるようにするものとしております。施行日は公布の日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

(「詳細説明、要らんで」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 副町長。

○副町長(名倉嗣朗) それでは、このたび新たに制定いたしました議案第23号太子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の詳細説明を申し上げます。

参考資料議案概要書13ページ、条例等の改正に係る参考資料13ページ、14ページに関連規則の制定もしておりますので、同条例施行規則もあわせて御参考にしていただければありがたいと存じます。

これまで当町におきましては、障害者や要介護者等、災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者につきましては、その対象者に避難行動要支援者登録制度を勧奨し、自主防災組織など、避難支援等関係者へ登録情報の提供に同意を得られた方について、避難支援等関係者へ情報提供をし、災害に備えてきていたところでございます。災害対策基本法におきまして、平常時の避難支援等関係者への情報提供につきましては、市町村の条例に特別な定めがある場合を除き、本人の同意を得ることとなっておりますが、勧奨により本人の同意を得ることは難しいため、兵庫県ではひょうご防災・減災推進条例を平成29年3月に施行し、市町に対しまして名簿情報の事前提供のための条例制定等の法政上の措置を求めているところでございまして、県内におきましては13市町が対応しているところでございます。

本町におきましても、対象者に対する登録者の割合は21.9%と低くなっており、災害対策基本法の規定にあります避難行動要支援者の名簿情報の提供に係る要件の特例につきまして、これをこのたび条例化することで本人からの明確な不同意の意思表示がある場合を除きまして、いわゆる推定同意方式によりまして、平時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することを可能とし、常日ごろから地域のつながりを深め、万が一災害発生時に地域において速やかな安否確認、避難支援を行える地域づくりを行いたいと考えております。

以上、よろしく御審議賜り、何とぞ原案のとおり議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(藤澤元之介) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第30 議案第24号 太子町町医及び太子町公立学校医設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第30、議案第24号太子町町医及び太子町公立学校医設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第24号太子町町医及び太子町公立学校医設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、戦後の衛生状態が余りよくない環境であったと推測される昭和27年に制定され、現状



の町医等の従事事項とはそごがあるため、所要の改正をし、整備を行うものでございます。

改正内容は、町医等の従事事項を町医、学校医等、保育所、嘱託医のそれぞれの職務を別に定めて明確化するものでございます。そのほか文言の整理、不要な条文の削除をする改正となっております。施行日は、令和2年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第31 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（藤澤元之介） 日程第31、議案第25号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第25号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、本法律の趣旨に照らし合わせ、全国の市町村の印鑑の登録及び証明に関する事務の執行に関し、その運用の指針となっている総務省通知、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格事項について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定とする個別審査規定とするため、第2条で印鑑の登録を受けることができないとしている「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改め、第13条第1項第5号で「印鑑登録の消除規定の登録者が後見開始の審判を受けたとき」を「意思能力を有しない者となったとき」と改めております。施行日は公布の日とし、総務省通知、印鑑登録証明事務処理要領の改正の施行日の令和元年12月14日から適用としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第32 議案第26号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第32、議案第26号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第26号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、民法の一部を改正する法律により、公営住宅管理標準条例（案）の一部が見直しされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、公営住宅の入居資格及び入居収入基準の見直し、入居要件における連帯保証人の削除、修繕に要する費用負担などとなっております。施行日は、令和2年4月1日としております。詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案の

とおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第26号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案概要書14ページ、新旧対照表では18ページ以降、規則改正は24ページ以降もあわせてごらんいただければと存じます。

公営住宅に関する法律につきましては、公営住宅法、公営住宅法施行令、公営住宅法施行規則のほかに地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言といたしまして、公営住宅管理標準条例（案）について——以下標準条例案と申し上げますけれども、この標準条例案が国から通達されており、各地方公共団体はこの標準条例案を基準といたしまして条例を制定しております。

本町におきましても、標準条例案を基準といたしまして太子町営住宅の設置及び管理に関する条例を制定しているところでございます。標準条例案につきましては、このたび民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加など、公営住宅を取り巻く最近の状況を踏まえるとともに、これまでの地方分権一括法や公営住宅法などの公営住宅に係る制度改正の内容を反映するため、平成30年3月及び平成31年4月に改正されました。今回の改正につきましては、公営住宅の入居資格及び入居収入標準の見直し、入居要件における連帯保証人の削除、修繕敷金及び不正入居者への請求額算定に用いる利率、高所得者及び収入超過者に対する家賃決定の項目など、標準条例案において改正されました内容について、太子町営住宅の設置及び管理に関する条例においても、それを踏まえて改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして順次具体的な御説明を申し上げます。

まず、第6条第1項につきましては、第1次地方分権一括法におきまして、入居者の資格における同居親族要件が廃止されたことに伴うものでございます。同じく第6条第2項につきましては、第1項の改正に伴う入居収入基準の見直しに伴うものでございます。

次に、第7条第2項につきましては、前条の改正により削除された項目を補完するための改正でございます。

次に、第12条及び第26条の2につきましては、標準条例案の改正に基づきまして、連帯保証人の条文を削除したものでございます。

次に、第13条及び第14条につきましては、省令の条ずれによります修正による改正でございます。

次に、第15条につきましては、標準条例案の改正に基づきまして、入居者が家賃を支払わない場合に敷金をその債務弁済に充てるというものでございます。

次に、第17条につきましては、標準条例案の改正に基づきまして、家賃算定に使用する入居者の収入額の確定方法に関する改正でございます。

次に、第19条につきましては、本改正による条ずれによります修正を行っております。

第21条につきましては、標準条例案の改正に基づきまして、修繕に要する費用負担について町が定めるというものでございます。

次に、第28条第2項につきましては、第7次地方分権一括法において、高所得者の収入基準の条例化が規定されたことに伴うものでございます。

次に、第31条につきましては、第28条第2項の改正に伴いまして所得超過者の家賃決定に関する改正でございます。

次に、第33条第3項につきましては、民法の改正に基づきまして、不法行為にて入居した者に対しまして請求額の算定に利用する利率を改正するものでございます。

最後に、第42条につきましては、字句の誤りを修正するものでございます。

なお、この条例の施行日は令和2年4月1日としております。

以上、詳細説明とし、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第33 議案第27号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第33、議案第27号太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第27号太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、耐震補強・大規模改造工事が完了し、体育館の施設が充実することから、施設、設備の維持管理に対する受益者負担、使用者の利便性、歳入確保策などを勘案し、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、営利目的での使用を可能とし、使用できる時間帯の追加や使用区分の統一、施設名称の変更、施設使用料の見直し、使用料の加算規定を追加などとなっております。施行日は、令和2年6月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第27号太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

参考資料議案概要書14ページ以降、新旧対照表では26ページ以降も御参照ください。

現在、耐震補強大規模改造工事を行っております町民体育館につきましては、平成13年度以来使用料の見直しを行っておりませんでした。行革の推進の中で施設設備の維持管理に対する受益者負担の割合も含めて施設利用料全体の見直しが課題となっていることから、このたび工事により施設が充実することに伴いまして、近隣市町の状況も踏まえながら使用区分の変更及び使用料等に関する規定を改正するものでございます。

改正内容でございますけれども、歳入確保の一手段として第10条第1項の「営利を目的とするとき」を削除しております。

次に、第13条見出し並びに第1項及び第2項、第16条、第18条第1項第3号及び第5号の文言をそれぞれ改正しております。

次に、使用者の利便性を考慮いたしまして、別表1において「正午から午後1時」の時間区分を新たに設定し、柔剣道場及び研修室の時間区分を競技場にあわせ、また室名を参考資料にありますように「競技場」を「アリーナ」に改正することのほか、「柔剣道場」を「武道場」、「研修室」を「多目的ルーム1、2」、「トレーニング室」を「フィットネスルーム」、「ランニング走路」を「ランニングコース」に改正いたしまして、それぞれ使用料も新たな料金設定とし、「延長時並びに入場料及び営利加算」を加えさせていただいているところでございます。

施行日につきましては、2カ月間の周知期間を設け、令和2年6月1日といたしまして、施行

日以後の使用に係る使用料につきまして適用する旨の経過措置も規定しているところでございます。なお、営利を目的とする使用許可の制限の緩和につきましては、一般市民の使用に支障がないよう留意をしていきたいと考えているところでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、よろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第34 議案第28号 太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第34、議案第28号太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第28号太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本件は、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、改正法において第243条の2「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の規定」が追加され、現行の「第243条の2、職員の賠償責任の規定」が「第243条の2の2」に繰り下がるため、第5条に引用している「第243条の2」を「第243条の2の2」に改めるものです。施行日は、令和2年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第35 議案第29号 揖龍公平委員会設置規約の変更について

○議長（藤澤元之介） 日程第35、議案第29号揖龍公平委員会設置規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第29号揖龍公平委員会設置規約の変更について説明を申し上げます。

本件は、近年の高齢化や後継者不足による県内の農業者が年々減少する中、今後とも安定的に安心の共済を提供するため、県内全域を事業区域とする兵庫県農業共済組合が新たに設立されることに伴い、揖龍地区農業共済事務組合が令和2年3月31日をもって解散するため、たつの市、太子町、揖龍保健衛生施設事務組合及び揖龍地区農業共済事務組合で共同設置する揖龍公平委員会設置規約の一部変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づく関係地方公共団体との協議及び同法第252条の2の2の規定に基づく、議会の議決をお願いするものでございます。

改正内容は、第1条で規定する共同設置する地方公共団体から「揖龍地区農業共済事務組合」を削除するものとなっております。施行日は令和2年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第36 議案第30号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

○議長（藤澤元之介） 日程第36、議案第30号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第30号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について説明を申し上げます。

本件は、県内全域を事業区域とする兵庫県農業共済組合が新たに設立されることに伴い、中播農業共済事務組合が令和2年3月31日をもって解散するため、組織する市町村の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体との協議及び同法第290条の規定に基づく、議会の議決をお願いするものでございます。

改正内容は、別表第1号表で規定する組合を組織する市町等から「中播農業共済事務組合」を削除するものとなっております。施行日は、令和2年4月1日としております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第37 議案第31号 令和2年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第37、議案第31号令和2年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第31号令和2年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を132億9,910万7,000円とし、対前年度比で8億5,056万3,000円、6.8%の増としております。

歳入予算の主な増減としては、町税については、町民税は626万6,000円の減、固定資産税は2,618万1,000円の増で、町税の総額では対前年度比で2,733万5,000円、0.7%の増でございます。

地方特例交付金については、子ども・子育て支援臨時交付金が令和元年度限りの交付金であったことにより対前年度比1億1,111万8,000円、73.5%の減、地方交付金については、地方財政収支見通し等に基づき算定した結果、対前年度比1億2,300万円、7.0%の増、繰入金については、公共施設建設基金4億円を給食センター改築工事費へ充てることから対前年度比4億3,225万7,000円、55.6%の増、諸収入については、プレミアム付商品券発行事業の終了により対前年度比1億132万1,000円、54.9%の減でございます。

歳出予算の主な増減としては、民生費は、子育て関連経費の増等により対前年度比2億7,007万円、6.6%の増、衛生費は、揖龍保健衛生施設事務組合負担金の減等により対前年度比7,765万7,000円、9.8%の減、商工費は、プレミアム付商品券発行事業の終了により対前年度比1億5,945万7,000円、83.5%の減、土木費は、各種工事費等の増により対前年度比8,168万1,000円、5.0%の増、消防費は、防災行政無線設置工事の完了により対前年度比2億8,342万円、34.0%の減、教育費は、給食センター改築工事費等の実施により対前年度比9億231万

5,000円、45.6%の増でございます。

そのほかに、地方債については10事業を設定し、一時借入金の限度額については10億円とし、歳出予算の流用については前年度と同様としておりますが、法改正により一部表記の変更をしております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、ただいま上程されました議案第31号令和2年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明を申し上げます。

まず、共通事項といたしまして、令和2年度より会計年度任用職員制度が施行されることに伴いまして、各費目の現嘱託職員及びアルバイト職員において、これまで節賃金にて支出していたものをこのたびから節1報酬、節3職員手当等職員手当（会計年度任用職員等）へ計上しており、節がかわっておりますので改めて御認識いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、予算書冊子の61ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、前年度と比べまして92万9,000円の増でございます。主に本会議の時間の増加による会議録反訳委託料、会議中継編集業務委託料等の増によるものでございます。

1ページおめくりいただきまして、63ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料及び節3職員手当等につきましては、前年度と比べまして給料1,068万1,000円、職員手当等508万2,000円の増となっておりますが、主に職員数の増によるものでございます。

1ページおめくりいただきまして、65ページをお願いいたします。

節11需用費、修繕料のうち町PR看板修理につきましては、聖徳太子ゆかりの町であることをアピールするために姫路市及びたつの市との行政間2カ所に設置しております町PR看板のデザインを更新するものでございます。

1ページまたおめくりいただきまして、67ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金につきましては、前年と比べまして900万3,000円の増となっておりますが、主に令和2年度の退職者の増により市町村職員退職手当組合特別負担金の増によるものでございます。

さらに1ページおめくりいただきまして、69ページをお願いいたします。

目3財政管理費、節13委託料のうち、財務会計システム構築委託料につきましては、令和3年3月末をもって保守が終了いたします財務会計システムについて、より一層の業務効率化を図るため、新たなシステムを導入するものでございます。

さらに1ページおめくりいただきまして、71ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節13委託料のうち、公共施設管理アドバイザー業務委託料につきましては、令和2年度末までに策定が義務づけられております公共施設における個別施設計画の策定に向け、各施設の状態や優先順位を把握した上で計画策定が行えるよう専門アドバイザーからの支援を受けるものでございます。

目6企画費、節11需用費、消耗品費のうちイベント用パネルにつきましては、名誉町民の野口聡一宇宙飛行士が令和2年度に宇宙へ出発される予定のため、町で記念イベントを開催するに当たり購入費用を計上するものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、73ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節13委託料につきましては、前年度と比べまして1,083万4,000円の増でございますが、主に業務システム構築委託料のうち地理情報システムの機器更新に伴うものでございます。

さらに1 ページおめくりいただきまして、77ページをお願いいたします。

目9防犯対策費、節19負担金・補助及び交付金のうち防犯カメラ設置整備費補助金につきましては、犯罪抑制や事件事故の情報収集効果のため、県補助事情の上乗せ補助といたしまして継続して実施するものでございます。

また、1 ページおめくりいただいて79ページをお願いいたします。

目11自治振興費、節19負担金・補助及び交付金のうち提案型協働事業補助金につきましては、町の協働により行おうとする事業につきまして住民活動団体から提案を受け、特に効果が認められるものにつきまして、昨年度から引き続き10万円を上限に事業経費を補助するものでございます。

目13基金費、節25積立金のうち公共施設建設基金積立金につきましては、今後予定されております公共施設の老朽化に伴う改築のため、昨年度に引き続き基金に積み立てるものでございます。森林環境整備促進基金積立金につきましては、森林整備やその啓発等を実施するため、森林環境譲与税を基金に積み立てているものでございます。

少し飛びまして、87ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料のうち戸籍総合システム改修委託料につきましては、本籍地以外の市区町村での戸籍謄抄本の発行、行政手続での戸籍謄抄本の添付省略が令和5年度から可能となるようシステムの改修を行うものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、89ページをお願いいたします。

項4選挙費、目2町長選挙費につきましては、令和2年度に改選期を迎えます7月19日を投票日として実施いたします太子町長選挙執行費用を計上しております。

1 ページおめくりいただきまして、91ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費につきましては、前年と比べまして934万7,000円の増となっております。主に100年の節目を迎えます令和最初の国勢調査が実施されることによるものでございます。

次に、95ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営責任主体となったことを受けまして、地方単独事業、いわゆる福祉医療の実施に伴う国県負担金等の減額分を補うため、基準繰り出しに加え、昨年度に引き続きその他繰り出しとして744万1,000円を計上しております。

1 ページおめくりいただきまして、97ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節13委託料のうち老人福祉センター事業委託料につきましては、前年度と比べまして64万4,000円の減となっておりますが、令和元年6月末をもって保健福祉会館の入浴事業を廃止したことによるものでございます。今後につきましては、集会室と娯楽教養室の貸し館管理、清掃等の業務を引き続き委託することとしております。また、個別支援計画作成委託料につきましては、防災と福祉連携推進事業といたしまして、要介護状態や障害により避難に支援が必要な方に対しまして、平常時から避難経路や必要物品の確認ができるよう計画作成をするものでございます。節19負担金・補助及び交付金のうち地域介護拠点整備事業補助金につきましては、第7期介護保険事業計画に基づきまして地域密着型サービス施設に係る看護小規模多機能型

居宅介護事業所の整備費用に対しまして補助を行うものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、99ページをお願いいたします。

節28繰出金、介護保険特別会計繰出金につきましては、前年度と比べまして557万1,000円の増となっておりますが、消費増税による低所得者保険料軽減強化に伴う公費負担分の増によるものでございます。

目4後期高齢者医療費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療費負担金として兵庫県後期高齢者医療広域連合へ拠出する額を計上しております。昨年度と比べまして359万4,000円の増となっておりますが、後期高齢者医療の増を見込んだことによるものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、101ページをお願いいたします。

目5障害者福祉費、節20扶助費につきましては、前年度と比べまして6,863万円の増となっておりますが、主に障害福祉サービスに対しまして介護給付費、訓練等給付費等の利用者を増と見込んだことによるものでございます。

少し進みまして、111ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2保育所費、節15工事請負費につきましては、斑鳩保育園における幼児用トイレ等の洋式化、平成6年の開園以来使用し、老朽化により劣化が著しい空調設備及び厨房設備等の更新工事を行うものでございます。

目3保育所運営費、節20扶助費につきましては、前年度と比べまして1億2,365万2,000円の増となっておりますが、令和元年10月より開始いたしました幼児教育・保育の無償化による認定こども園等の保育施設、認可外保育施設利用者への給付費の増によるものでございます。

また、少し進みまして117ページをお願いいたします。

目7児童館運営費、節15工事請負費につきましては、子育て拠点としての機能強化を図るため、現在太田東地区農村交流センターで開設している子育て学習センターをJ A兵庫西竜田支店の跡地に移設し、令和2年10月からの開設に向け、児童福祉施設の整備工事を行うものでございます。

また、少し進んでいただきまして125ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料のうちロタウイルスワクチン予防接種委託料につきましては、A類疾病に追加されたロタウイルス感染症対策といたしまして、生後2カ月以降の乳児を対象として令和2年10月から定期接種を実施するものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、127ページをお願いいたします。

目3母子衛生費、節13委託料のうち妊婦健康診査委託料につきましては、健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えていただくための妊婦健康診査の受診助成につきまして助成額を拡充するものでございます。また、新生児聴覚検査委託料につきましては、聴覚障害を早期に発見することにより適切な支援が行われ、音声言語発達等への影響の抑制を図るものでございます。節18備品購入費、健診用備品購入費につきましては、健康診査時及び就学时健康診査におきまして視覚検査を実施するため、スポットビジョンスクリーナーを購入するものでございます。

少し進みまして、135ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節13委託料のうち農業振興地域整備計画作成業務委託料につきましては、農業の現状と社会情勢の変化を踏まえ、農業の将来見通しについて調査を行い、整備計画を見直すものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、137ページをお願いいたします。

目5農地費、節19負担金・補助及び交付金のうち、ため池治水活用拡大促進事業補助金につき

ましては、浸水被害の軽減を図るため、雨水貯水容量を常時確保する取り組みに対しまして、ため池管理者へ支援を行うものでございます。また、県営ため池等整備事業負担金につきましては、広坂地区にある向池において堤体を改修し、耐震性を強化する事業着手に向け、県営により行う実施設計業務の町負担分の事業でございます。

次に、141ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業振興費、節13委託料のうち食用シカ回収委託料につきましては、有害鳥獣の駆除において焼却処分以外にも食用として活用するため、専門業者へ回収作業を委託するものでございます。また、鳥獣対策サポーター派遣支援委託料につきましては、県の支援も活用いたしまして鳥獣被害対策の専門的知識、技能を有する事業者へ被害の多い集落に対しましての対策の検討などを指導いたすものでございます。

少し進みまして、147ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節13委託料のうち太子陸橋修繕工事委託料につきましては、太子陸橋のJR敷地内の部分につきましてJR西日本へ工事委託を行うものでございます。

1ページおめくりいただきまして、149ページをお願いいたします。

目2道路維持費、節15工事請負費につきましては、幹線道路において経年劣化により舗装面のわだちやひび割れが大きくなっているため、危険な箇所におきまして舗装修繕工事を行うものでございます。

目4幹線道路整備事業費につきましては、網干線外道路整備事業に係る用地買収、物件補償及び道路工事を行うものでございます。

次に、153ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料のうち土地利用計画検討業務委託料につきましては、揖保線の供用開始に備え、より高度な土地利用が望まれる沖代、米田地区におきまして土地利用促進に向けた調査及び検討を進めるものでございます。

1ページおめくりいただきまして、155ページをお願いいたします。

目3公園管理費、節15工事請負費のうち帰属公園遊具更新工事費につきましては、老朽化により腐食や劣化が激しい公園遊具の更新を行うものでございまして、斑鳩寺公園トイレ改修工事費につきましては、壁の材料が腐食していることや排水不良が起きているトイレにつきまして改修を行うものでございます。

1ページおめくりいただきまして、157ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節15工事請負費につきましては、総合公園における町民グラウンドへの投光照明の整備、防災備蓄倉庫の整備などを行うものでございます。

次に、161ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節15工事請負費につきましては、安全面や衛生面の改善を図るため、築31年が経過しております第4機動分団の消防車庫を改築するものでございます。

1ページおめくりいただきまして、163ページをお願いいたします。

目4災害対策費、節13委託料のうちハザードマップ作成業務委託料につきましては、新たに指定されました浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域等の情報に基づきまして現行の防災ハザードマップの内容を更新するものでございます。

ぐっと進みまして、173ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち龍田小学校屋内運動場ト

イレ改修工事費につきましては、災害時に避難所トイレとして活用できるよう、便器の洋式化や多目的トイレ機能の充実を図るものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、175ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節18備品購入費のうちプログラミング教材用備品購入費につきましては、令和2年度より始まる次期学習指導要領に基づきまして、小学校にプログラミング教育が導入されるため、論理的思考力を身につけられるよう授業に必要な教材用備品を購入するものでございます。

次に、179ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち太子東中学校大規模改造工事費につきましては、外壁の破損や教室、廊下の損傷等、著しく機能が低下しています教育環境の整備を行うもので、令和2年度につきましては北棟の改修工事を実施するものでございます。また、太子西中学校屋内運動場トイレ改修工事費につきましては、先ほど申し上げました龍田小学校屋内運動場トイレと同様、便器の洋式化や多目的トイレの機能充実を図るものでございます。

少し進みまして、189ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目2公民館費、節15工事請負費のうち龍田公民館トイレ改修工事費につきましては、龍田公民館における男女別トイレや多目的トイレ等の改修工事を行うものでございます。

次に、195ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節19負担金・補助及び交付金のうち文化財保存整備費等補助金につきましては、令和3年度までの6カ年の計画で実施しております斑鳩寺庫裏の保存解体事業でございまして、その修理経費の一部を補助するものでございます。

次に、199ページをお願いいたします。

目6図書館費、節15工事請負費につきましては、利用者の利便性向上を図るため、議会でも御答弁させていただきましたが、図書館トイレの洋式化及び貸出図書の返却ポストの設置等を行うものでございます。

次に、203ページをお願いいたします。

目8歴史資料館費、節8報償費のうち歴史講座講師謝礼につきましては、歴史講座の講師謝礼に加え、令和2年度につきましても引き続き聖徳太子1400年プロジェクトの関連イベントといたしまして聖徳太子に関する特別講演会を実施するものでございます。

少し飛びまして、213ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目3総合公園管理、節15工事請負費のうちテニスコート人工芝張替工事費につきましては、平成30年度及び31年度に整備いたしました総合公園テニスコートにつきまして残り2面を張りかえるものでございます。また、陸上競技場3種公認更新工事費につきましては、陸上競技場における3種公認の更新に当たりまして、日本陸上競技連盟より指摘のあった箇所を改修するための工事費用で、次のページの215ページの節18備品購入費のうち陸上競技場3種公認用備品購入費につきましても、同様の理由で計上をさせていただいているところでございます。

それでは、さらに1ページおめくりいただきまして217ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節15工事請負費につきましては、令和3年9月からの稼働に向け、令和2年度に実施いたします新給食センターの建設工事費や厨房機器等の設置費でございます。また、節18備品購入費につきましては、新給食センターを充実させるため、机や椅子等の事務用品等の備品も購入するものでございます。

それでは、続きまして歳入のほうの御説明を申し上げます。

前のほうにお戻りいただきまして、15ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人16億2,560万円につきましては、前年度と比べまして1,500万円、0.9%の増となっております。これは緩やかではありますが、景気は回復基調で課税標準額の増加を見込んだことによるものでございます。

目2法人1億6,890万円につきましては、前年度と比べまして2,126万6,000円、11.2%の減となっております。これは、令和元年10月より法人税割の税率が9.7%から6%に引き下げられたことによるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税19億3,440万円につきましては、前年度と比べまして2,645万3,000円、1.4%の増となっております。そのうち、土地につきましては予算額7億2,650万円で、前年度と比べまして79万4,000円の減でございます。主に町内の大部分の鑑定地点におきまして価格が下落基調であることから、基点修正による減を見込んだことによるものでございます。家屋につきましては予算額8億390万円で、前年度と比べまして2,106万1,000円の増でございます。主に消費税増税に伴う駆け込み需要による新築住宅の増加を見込んだことによるものでございます。償却資産につきましては予算額3億7,990万円で、前年度と比べまして538万6,000円の増でございます。主に企業の設備投資の増加を見込んだことによるものでございます。

1ページおめくりいただきまして、17ページをお願いいたします。

項3軽自動車税、目1環境性能割474万円につきましては、令和元年度10月以降に取得された軽自動車に対して課税されており、本年度は通年ベースとなったことにより増となっております。

目2種別割につきましては、法改正により目の名称を「軽自動車税」から「種別割」に変更しており、前年度の軽自動車税と比べまして679万5,000円、7.4%の増となっております。主に車体価格の税率改正によるものでございます。

少し進みまして、21ページをお願いいたします。

款3利子割交付金から款5株式等譲渡所得割交付金、次のページ、23ページの款7地方創生交付金から款9環境性能割交付金の各種税の交付金につきましては、近年の決算状況及び今後の景気の動向を考慮して歳入を見込ませていただいているところでございます。

23ページの款6法人事業税交付金2,000万円につきましては、令和元年度10月より法人税割の税率が引き下げられたことにより、その減収分をもとに配分される新たな交付金でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節2保育所使用料につきましては、令和元年度10月以降の幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳までの子ども及びゼロ歳から2歳までの住民非課税世帯の子どもの保育料が無償となったため、保育料が減となっております。

1ページおめくりいただきまして、29ページをお願いいたします。

目4教育使用料、節4保健体育使用料のうち体育館使用料につきましては、令和2年度からリニューアルにあわせまして、令和2年6月より使用料を見直す予定であることから収入の増を見込んでおります。

少し進みまして、35ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち都市計画道路整備費補助金3,350万円につきましては、網干線道路整備事業に係る補助金で、補助率は2分の1、橋梁長寿命化事業補助金1億9,250万円につきましては、太子陸橋修繕工事委託に係る補助金

で、補助率は10分の5.5でございます。節2都市計画費補助金のうち都市公園事業費補助金5,000万円につきましては、総合公園整備事業に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

目5消防費国庫補助金、節1消防費補助金292万円につきましては、歳出で申し上げましたハザードマップ整備事業に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

1ページおめくりいただきまして、37ページをお願いいたします。

目6教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち学校施設環境改善交付金につきましては、太子東中学校大規模改造事業4,669万5,000円については補助率は3分の1、同じく給食センター改築事業1億7,833万7,000円につきましては、補助率は新築部分につきましては2分の1、改築部分につきましては3分の1でございます。

少し飛びまして、49ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金につきましては、ふるさと応援寄付金といたしまして昨年度と同額の4億円を計上しております。

款19繰入金、項1基金繰入金、目2公共施設建設基金繰入金につきましては、給食センター改築事業の財源といたしまして4億円を取り崩すものでございます。

目3ふるさと応援基金繰入金4億3,228万4,000円につきましては、本年度のふるさと納税推進経費に充当するため繰り入れるもののほか、本年度各事業に充当するための2億2,383万9,000円を基金へ繰り入れるものでございます。

次に、55ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節5土木費雑入のうち道路施設ネーミングライツパートナー契約料につきましては福地及び平方歩道橋において、節7教育費雑入のうち文化会館及び体育館ネーミングライツパートナー契約料につきましては文化会館、町民体育館及び陸上競技場におきまして、ネーミングライツを実施いたしまして企業からスポンサー収入を確保することに努め、計上しているものでございます。

1ページおめくりいただきまして、57ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目1民生債、節1児童福祉施設整備事業債670万円につきましては、JA兵庫西竜田支店跡地に移設する予定にしております児童福祉施設の整備事業に係る起債で、充当率は90%でございます。

目2農林水産業債、節1土地改良事業債1,170万円につきましては、岩見構下地区ほ場整備事業に係る起債で、これも充当率は90%でございます。

目3土木債、節1土木管理事業債540万円につきましては急傾斜地崩壊対策事業に係る起債、節2道路橋りょう事業債1億7,180万円につきましては都市計画道路整備事業及び橋梁長寿命化事業に係る起債、節3都市計画事業債4,500万円につきましては総合公園整備事業に係る起債で、いずれも充当率は90%でございます。

目4消防債、節1消防防災設備整備事業債8,010万円につきましては、消防団車庫の改築、救急車両の整備及び防災備蓄倉庫の整備に係る起債で、いずれも充当率は100%でございます。

目5教育債、節1学校建設事業債2億2,200万円のうち1億8,700万円につきましては、太子東中学校大規模改造事業に係る起債で、充当率は補助対象事業分が100%、一般事業分は75%、その他につきましては龍田小学校及び太子西中学校屋内運動場トイレ改修事業に係る起債でございまして、いずれも充当率は100%でございます。節2社会教育施設整備事業債1,760万円につきましては、龍田公民館及び図書館のトイレ改修に係る起債を計上いたしておきまして、充当率はそれぞれ100%、90%でございます。節3給食センター整備事業債8億3,390万円につきましては、

給食センター改築事業に係る起債でございまして、充当率は補助対象事業分が90%、一般事業分が75%でございます。

水色の仕切り紙の前のページで9ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表では、地方債を定め、起債の限度額は総額18億2,020万円でございます。

以上で議案第31号令和2年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第38 議案第32号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第38、議案第32号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第32号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和2年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を32億7,988万1,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保険税5億7,421万5,000円、県支出金23億9,363万円、繰入金2億9,574万6,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費4,737万2,000円、保険給付費23億723万9,000円、国民健康保険事業費納付金8億9,310万5,000円、保険事業費1,996万3,000円等であります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第32号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

また、後ほど参考資料の15ページ以降も御参照いただければと思います。

それでは、歳出から御説明を申し上げます。

予算書の19ページ、20ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費4,269万7,000円につきましては、職員の人件費や国民健康保険事業の運営に必要な物件費等の経費であります。20ページの節13委託料につきましては、国民健康保険システム改修委託料といたしまして210万1,000円を計上していますが、こちらは令和3年3月よりオンラインによる被保険者の資格確認がスタートすることによるシステムの改修委託料でございます。目1一般管理費全体では、前年と比べまして242万1,000円の増となっております。

1ページおめぐりいただきまして、21、22ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費から次のページ、23ページの項2高額療養費、その次のページの25ページの項3移送費、項4出産育児諸費、項5葬祭諸費につきましては、平成30年度からスタートいたしました国保制度改革により保険給付費に必要な費用を県が交付金として措置することとなったことによりまして、県の特別会計予算の歳出との調和を図り、同額を計上しております。款2保険給付費全体では23億723万9,000円で、前年度より6,294万4,000円の減となっております。

次に、27ページをお願いします。

款3国民健康保険事業費納付金については、県が国保財政運営の責任主体として県内の市町ごとの医療水準や所得水準等を考慮した上で決定する納付金であり、県が算定いたしました金額を一般被保険者と退職被保険者ごとに、また医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に区分いたしまして計上しているところでございます。納付金の総額は8億9,310万5,000円で、前年度より2,005万2,000円の減となっております。

次に、29ページをお願いいたします。

款4保険事業費、項2特定健康診査等事業費1,831万7,000円は、平成20年度より医療費適正化の総合的な推進といたしまして、40歳から74歳までの被保険者を対象に実施が義務づけられました特定健康診査、特定健康指導に係る経費や糖尿病性腎症重症化予防対策に係る経費でございます。前年度より77万3,000円の増となっております。

続いて、歳入を御説明させていただきます。

お戻りいただきまして、10ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税のうち、節1医療給付費分現年課税分につきましては3億6,654万6,000円、節2後期高齢者支援金分現年課税分につきましては1億2,634万1,000円、節3介護納付金分現年課税分につきましては4,253万9,000円を計上しております。9ページにありますように、目1の一般被保険者国民健康保険税全体では5億7,337万7,000円で、前年度より2,757万8,000円の減となっております。

目2退職被保険者等国民健康保険税は、現在退職被保険者等はいらっしゃいません、ゼロ人でございますけれども、遡及して国保加入するケースもあることを踏まえて算出しており、全体で83万8,000円を計上しております。前年度より169万8,000円の減となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、令和3年3月よりオンラインによる被保険者の資格確認がスタートすることに伴うシステム改修に対する補助金として210万1,000円を計上しております。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金のうち、節1普通交付金は国保制度改革により県から交付される保険給付費に要する費用として23億718万9,000円、節2特別交付金は特定健康診査及び特定健康指導に要する費用の3分の2相当の国県負担金など、市町に交付されます各種公費といたしまして節全体では8,644万1,000円を計上しております。目全体では、13ページに記載してありますとおり23億9,363万円となっております。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金2億5,318万7,000円は、保険基盤安定繰入金といたしまして保険税軽減分と保険者支援分1億8,001万9,000円、職員給与費等繰入金といたしまして総務費の人件費及び物件費相当額4,484万7,000円を計上しております。

1ページおめぐりいただきまして、16ページをお願いいたします。

出産育児一時金等繰入金といたしまして、出産育児一時金の3分の2に当たります700万円、普通交付税に算入される財政安定化支援事業繰入金といたしまして1,388万円を計上しております。また、その他一般会計繰入金といたしまして744万1,000円を計上しておりますが、これは地方単独分の実施、いわゆる福祉医療の実施に伴い国保の国県支出金が減じられることについて、この影響額分を一般会計から繰り入れているものでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、令和元年度決算の剰余金を令和2年度に繰り越すもので、国保制度改革後の決算状況を勘案し1,000万円を計上しております。

会計全体の歳入歳出総額は、3ページや5ページにありますように32億7,988万1,000円で、前

年と比較いたしますと7,958万2,000円の減で、率で申し上げますと2.36%の減となっております。

以上で令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第39 議案第33号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第39、議案第33号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第33号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

令和2年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を22億9,888万1,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料5億7,765万5,000円、国庫支出金4億4,931万9,000円、支払基金交付金5億8,880万円、県支出金3億1,923万7,000円、繰入金3億6,003万1,000円等があります。

歳出につきましては、総務費4,834万7,000円、保険給付費21億2,922万5,000円、介護サービス事業費1,437万2,000円、地域支援事業費1億179万2,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、ただいま上程されました議案第33号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

後ほど、また参考資料の17ページ以降も参照していただければと存じます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,888万1,000円を計上しております。

それでは、歳出から御説明を申し上げます。

まず、予算書の19ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護保険事務職員3人分の人件費のほか、事務経費を合わせて一般管理費全体で2,742万1,000円を計上しております。

1ページおめくりいただいて、20ページ、21ページをお願いいたします。

項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、介護保険料納付書等の郵送料等、賦課徴収を行うための費用といたしまして311万4,000円を計上しております。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の開催による委員報酬等を計上し、介護認定審査会費全体で333万3,000円を計上しております。

1ページおめくりいただきまして、22、23ページをお願いいたします。

目2認定調査費につきましては、介護認定調査員報酬4人分のほか、主治医意見書作成料等、認定調査費全体で1,427万2,000円を計上しております。

款2保険給付費、項1介護諸費につきましては、目1介護サービス費といたしまして19億7,647万3,000円、1ページおめくりいただきまして24ページのほうに移りまして、目2予防サービス費といたしまして4,294万6,000円を計上しております。

目3高額介護サービス費といたしましては5,393万4,000円、目4特定入所者サービス費といたしまして5,385万5,000円、目5審査支払手数料といたしまして201万7,000円を計上し、介護諸費全体で前年度当初予算比1.98%減の21億2,922万5,000円を計上しているところでございます。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費につきましては、次のページ、27ページまでに及びますが、要支援と認定された方と介護予防生活支援サービス事業対象者のケアプランを作成管理する職員1名分の人件費のほか、介護予防ケアプラン作成システム機器借用料などを計上しておりまして、介護サービス事業費全体で1,437万2,000円を計上しております。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費につきましては、介護予防教室、介護予防事業、総合事業に係る委託料といたしまして1,779万6,000円、介護予防・生活支援サービス事業に係る負担金・補助及び交付金といたしまして3,472万4,000円を計上し、介護予防事業費全体で5,296万2,000円を計上しております。

次に、28ページ、29ページの項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター職員5名分の人件費、成年後見制度精神鑑定手数料ほか、委託料といたしまして総合相談窓口業務、医療・介護連携事業、安心見守りコール事業を計上しております。包括的支援事業費全体で4,883万円を計上しております。

続いて、歳入のほうを御説明させていただきます。

9ページのほうへお戻りください。9ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料については、現年度分といたしまして特別徴収対象者8,665名分、5億5,237万円、普通徴収対象者分457名分、2,448万3,000円、介護保険料全体で5億7,765万5,000円を計上させていただいているところでございます。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入につきましては、兵庫県国民健康保険団体連合会からの介護予防サービスプラン作成料といたしまして353万8,000円を計上しております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた3億9,094万4,000円を計上しております。

1ページおめくりいただいて、11ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目1調整交付金につきましては、介護給付費に介護予防事業費を加えまして補助割合を乗じた1,934万6,000円を計上しております。

目2地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費、包括的支援事業費にそれぞれ定率の補助割合を乗じまして3,377万1,000円を計上しております。

目3保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者に実質支援、重度介護、介護予防等に必要な取り組みを支援する交付金で、525万8,000円が計上されております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金につきましては、介護給付費に定率の負担割合を乗じた5億7,489万円を計上しております。

目2地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費に定率の負担割合を乗じまして1,391万円を計上しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費に定率の負担割合を乗じた3億105万3,000円を計上しております。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費、包括的支援事業費、それぞれ定率の事業割合を乗じまして1,817万3,000円を計上しております。

1ページおめくりいただきまして、13ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金につきましては、40歳から64歳までの医療保険未加入者の介護認定審査を兵庫県から委託を受けた際の委託料といたしまして1万1,000円を計上しております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、3億5,214万5,000円を計上しております。

1ページおめくりいただきまして、15ページをお願いいたします。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険料が定率の負担割合に満たない不足分を過年度に積み立てた基金から保険給付費に補填する繰入分といたしまして788万6,000円を計上しております。

1ページおめくりいただきまして、17ページをお願いいたします。

款10諸収入、項3雑入、目1雑入につきましては、総合事業を利用される方からの個人負担といたしまして15万1,000円を計上しております。

以上で議案第33号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計についての詳細説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第40 議案第34号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第40、議案第34号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第34号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

令和2年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を4億8,518万4,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料3億7,060万円、繰入金9,652万3,000円等であります。

歳出につきましては、総務費1,917万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金4億6,083万1,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） ただいま上程されました議案第34号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

また、後ほど参考資料の19ページもごらんいただければと存じます。

歳出から御説明いたします。

予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務職員2名分の人件費、被保険者諸郵送料など、合わせて1,714万9,000円を計上しております。私が組合議員を務めさせていただいております兵庫県後期高齢者医療広域連合へは、兵庫県内全41市町から持ち回りで職員を派遣しているところがございます、このたび令和2年度より2年間、太子町からも1名を派遣することになりまして、職員が1名増となっているところがございます。派遣職員の給料及び退職手当を除く諸手当は、年度末に派遣元市町からの請求に基づきまして広域連合が派遣元市

町へ支払うこととなっております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費でございまして、保険料決定の通知書等の郵送料、コンビニ収納代行の手数料や死亡等に伴う過誤納付還付金など、合わせて202万4,000円を計上しております。

1ページおめくりいただき、13ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は4億6,083万1,000円を計上しています。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、歳入で計上しております後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で3億7,060万円を計上しております。また、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金といたしまして850万円を計上しているところでございます。後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で1,132万6,000円を計上しております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するために、一般会計から繰り入れた後に広域連合に納付するものです。7,030万5,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を延滞金納付金として10万円を計上しております。

款3保健事業費、項1保健事業費、目1保健事業費は、特定健診委託料や歯科検診委託料など、12ページにありますように合わせて468万円を計上しております。

1枚おめくりいただきまして、14ページをお願いいたします。

款4予備費、項1予備費、目1予備費といたしまして、50万円を計上しております。

次に、歳入について御説明をいたします。

7ページにお戻りください。7ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料は、特別徴収分2億5,879万円、普通徴収分1億1,131万円、滞納繰越分50万円、全体で3億7,060万円を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として4万円を計上しております。

款3広域連合支出金、項1広域連合補助金、目1保健事業補助金は、後期高齢者医療制度事業補助金といたしまして317万5,000円を計上しております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせて、6ページにありますように9,652万3,000円を計上しております。

1枚おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度の保険料納付金として850万円を計上しております。

款6諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金といたしまして10万円を計上しております。

款6諸収入、項2町預金利子、目1町預金利子は、金融機関預金利子として1,000円を計上しております。

項3雑入、目1雑入は、広域連合からの過年度分の保険料負担金の還付金50万円、保険料の還付未済金1,000円、後期高齢者医療広域連合派遣職員給料等戻入といたしまして574万4,000円を計上しております。

以上で議案第34号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

~~~~~

日程第41 議案第35号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第41、議案第35号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第35号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

令和2年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,285万7,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,108万6,000円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費1,285万7,000円を計上しております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第35号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

また、後ほど参考資料の20ページもごらんいただければと存じます。

予算書11ページの歳出から御説明をさせていただきます。

款1 墓園事業費でございますが、項1 墓園事業費、目1 一般管理費につきまして、墓所の使用者管理に係る費用でございます。節11 需用費のうち、メモリアルパーク内の時計台、休憩所におきまして経年劣化しております箇所があるため、修繕費といたしまして21万円を計上しております。また、墓園管理システム使用料といたしまして99万円、墓所返還還付金といたしまして520万円の計上でございます。

目2 墓園管理費は、墓参施設の維持管理に係る費用でございます。節13 委託料のうち、清掃業務委託につきましてはシルバー人材センターを予定しております。植木維持管理委託でございますが、薬剤防除、垣根の剪定等がございます。車どめ開閉業務委託につきましては、地元自治会をお願いしているところでございます。委託料としては以上でございます。

次に、歳入に参りまして7ページをお願いいたします。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 墓園使用料につきましては、墓園永代使用料8基分といたしまして480万円を計上しております。

項2 手数料、目1 墓園手数料につきましては、年間管理料916基分といたしまして628万6,000円を計上しているところでございます。

また、款3 繰入金でございますが、一般管理費に充当される歳入の不足分を補うため、一般会計繰入金といたしまして176万8,000円を計上しております。令和2年度は歳入歳出予算の総額といたしまして、2ページ、3ページ、また総括が4ページでございますように1,285万7,000円の予算となっております。

以上で今回上程いたしました令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。何とぞどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第42 議案第36号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第42、議案第36号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第36号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和2年度水道事業会計におきます第3条の収益的収入は5億3,121万9,000円とし、営業収益は4億3,086万6,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における事業費用については5億939万円とし、支出の大半を占めます営業費用は4億9,065万1,000円を見込んでおります。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良費3億3,957万9,000円、企業債償還金5,053万2,000円、投資有価証券購入費1億円等、支出総額4億9,311万1,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金1,210万円、企業債1億3,850万円、投資有価証券償還受入金1億円を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,251万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,251万1,000円及び建設改良積立金1億2,000万円で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第36号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明させていただきます。

予算書1ページの議案第3条には収益的収入及び支出の予定額、第4条には資本的収入及び支出予定額を表記しております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものとしております。

内容につきましては、3ページ及び4ページで説明させていただきます。

予算実施計画と19ページ以降の予算内訳明細に記載しており、後ほど詳細を説明させていただきます。

次に、2ページの第5条でございます。

企業債に関する事項で、吉福浄水場の浄水機能を廃止し、老原浄水場に送水するための導水施設整備に1,850万円、老朽化した送水管の更新事業に1億2,000万円を発行限度額として定めております。

第7条は流用に議決を要する経費として職員給与費を、第9条ではたな卸資産の購入限度額を定めております。

5ページをごらんください。

令和2年度中の資金の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高は1億2,368万3,000円減少する見込みでございます。

次に、6ページから9ページは給与費明細書でございます。人件費の総額は、前年度比で205万2,000円の増加となっております。

次に、10ページ、11ページにおきましては、令和2年度末の資産、負債及び資本の状況を示す

予定貸借対照表でございます。

次に、14ページは、令和元年度決算見込み額に基づく予定損益計算書であります。6,318万3,000円の営業損失に対しまして、営業外収益における1億70万7,000円の利益を加味した結果、3,752万4,000円の経常利益となり、特別利益、特別損失を加えた当年度純損益は3,720万1,000円の利益を見込んでおります。

続きまして、19ページの予算内訳書について御説明いたします。

収益的収入は、款1事業収益の総額を5億3,121万9,000円とし、項1営業収益は4億3,086万6,000円を計上しております。

目1給水収益、節1水道使用料は3億9,750万4,000円、有収水量は341万7,290立方メートルと見込んでおります。

次に、20ページの支出の部をごらんください。

款1事業費用の総額を5億939万円とし、項1営業費用は4億9,065万1,000円でございます。

目1原浄水費の節10委託料は、吉福、老原浄水場の運転管理の保守経費などを計上しております。保守単価の値上がりなどにより前年度比219万円の増の2,527万8,000円でございます。また、節12修繕費は、老原浄水場の外壁塗装、電源装置などの修繕により953万9,000円、前年度比では284万7,000円の増となっております。

次に、21ページをごらんください。

目2配水費の節3委託料は、水道施設管理システムデータの更新費用など336万円、前年度比では179万4,000円の減でございます。

次に、目3給水費の節1給料1,279万7,000円は、地方公営企業法施行規則の改正により、浄水器交換作業の賃金を給与に計上し、賃金科目を廃止したため、199万4,000円増となっております。節14負担金は、指定給水装置工事業者の更新制導入に伴い、日本水道協会兵庫県支部で開催される講習会の負担金を新たに計上するものでございます。

目4の総係費の節1給料1,588万5,000円につきましては、徴収員の賃金を給与に計上したため、192万5,000円の増となっております。

次に、22ページをごらんください。

節7退職給付引当金繰入額は、配置職員の人件費に対応する額として前年度比305万1,000円増の398万6,000円を計上しております。

目5減価償却費2億3,277万円は、老朽管路の更新などにより償却資産が増加したことで前年度比456万7,000円の増となっております。

次に、23ページをごらんください。

項3特別損失、目2その他特別損失は、継続雇用の徴収員にかかわる夏季手当分の引当金を計上しております。

次に、24ページをごらんください。

款1資本的収入の総額は2億5,060万円としております。

項1工事負担金1,210万円は、ほ場整備に伴う岩見構地区配水管移設工事に係る負担金及び雨水1.4号幹線整備に伴う排水管の仮設工事に伴う負担金などを計上しております。

項2企業債1億3,850万円は、2ページの議案第5条で御説明しました導水施設整備事業、老朽管送水管更新事業に係るもので、前年度比1億740万円の増でございます。

項3投資有価証券償還受入金につきましては、有価証券の売買による運用資金として、次のページの款1資本的支出、項3投資有価証券購入費と同額の1億円を計上しております。

次に、25ページをごらんください。

款1 資本的支出の総額は、4億9,311万1,000円であります。

項1 建設改良費、目1 水源整備費、節1 委託料3,700万円は、吉福浄水場の浄水機能を廃止して老原浄水場へ原水を導水するための設備整備に向けた実施設計などに係る経費でございます。

目2 配水施設改良費、節1 委託料は、糸井地区の県道整備に伴う配水管の布設及び福地、老原地区内の送水管更新に係る設計業務を計上し、節2 工事請負費では、その更新工事費を計上しております。また、岩見構地区配水管移設工事及び雨水1.4号幹線配水管移設工事は、受託工事として工事負担金を受け、実施するものでございます。

目3 固定資産購入費は、吉福、老原浄水場のポンプ、老原浄水場の浄水槽、水位計などの更新経費を計上しております。

最後に、項2 企業債償還金につきましては、既発債にかかわる償還元金として5,053万2,000円を計上しております。なお、企業債の現在高につきましては26ページの調書のとおり、最後の発行償還見込み額を反映した結果、令和2年度末時点におきまして8億9,563万9,000円となる見込みでございます。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第43 議案第37号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第43、議案第37号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第37号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和2年度下水道事業会計におきます第3条の収益的収入は11億7,394万4,000円とし、営業収益は5億2,919万2,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における下水道事業費用については12億9,673万5,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は11億666万4,000円を見込んでおります。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良費3億31万8,000円、企業債償還金9億7,014万2,000円等、支出総額12億7,146万円を予定しております。その財源として、資本的収入において受益者負担金700万円、他会計出資金4億8,955万5,000円、補助金8,200万円、企業債2億7,950万円等を予定しております。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,340万4,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第37号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書1ページの議案第3条、第4条をごらんください。

第3条には収益的収入及び支出の予定額を、第4条には資本的収入及び支出の予定額を款項ごとに表記しております。これらの内容は3ページ及び4ページの予算実施計画と20ページ以降の予算内訳明細書に記載しており、詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

第5条では、企業債に関する事項を定めております。内訳は公共下水道事業、流域下水道事業及び資本費平準化債で、限度額は合わせて2億7,950万円でございます。

第7条では流用に議決を要する経費として職員給与費3,609万6,000円、第8条では一般会計からの補助金2億9,321万4,000円、第9条では棚卸資産の購入限度額を100万円と定めております。

5ページをごらんください。

令和2年度中の資金の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書でございます。金額は消費税及び地方消費税を除くもので、予算どおり執行した場合の期末残高は1億2,813万1,000円減少する見込みでございます。

次に、6ページから9ページの給与費明細書につきましては、職員人件費の内訳でございます。前年度比で300万6,000円の増額となっております。

次に、10ページは、債務負担行為に関する調書でございます。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業に係る償還負担金と建設負担金について兵庫県と協議の結果、今回より償還負担金のみ表示することとなっております。

次に、11ページ、12ページは、令和2年度末の資産負債及び資本の状況を示す予定貸借対照表でございます。

13ページ、14ページの注記表は、予算に関する説明事項を列挙したものでございます。

次に、15ページは、令和元年度決算見込み額に基づく予定損益計算書であります。5億744万6,000円の営業損失に対しまして、営業外収支における5億4,280万3,000円の利益を加味した結果、3,535万7,000円の経常利益となり、特別利益、特別損失を加えた当年度純損益は3,466万2,000円の利益を見込んでおります。

次に、20ページの予算内訳書について御説明いたします。

キャッシュフロー計算書や損益計算書などの財務諸表は税抜き表記でございますが、予算書につきましては税込みで表記しております。

まず、収益的収入では、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料、節1下水道使用料は5億1,592万3,000円、有収水量は328万立方メートルを見込んでおります。また、節2前処理場下水道使用料につきましては790万5,000円、有収水量は3万1,000立方メートルを見込んでおります。

目2他会計負担金、節1一般会計負担金322万6,000円は、雨水処理に対する利払い金の負担金として地方公営企業繰り出し基準に基づく繰入金でございます。

次に、項2営業外収益、目2他会計負担金、節1一般会計負担金1億3,236万5,000円につきましては、営業収益における一般会計負担金と同様に地方公営企業繰り出し基準に基づき繰り入れるものでございます。

また、目3他会計補助金、節1一般会計補助金は、汚水処理関連の減価償却費などに係る補助金2億9,321万4,000円でございます。

次に、21ページの支出の部をごらんください。

まず、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費、節9委託料971万6,000円につきましては、下水道施設機能維持を図るための点検清掃費用として下水道管洗浄等委託料やマンホールポンプの点検監視委託料等でございます。

次に、目2処理場費、節6委託料5,062万1,000円は、前処理場運転管理業務委託費用、終末処理場生汚泥搬入施設維持管理業務委託費用が主な内容でございます。

次に、目3流域維持管理経費につきましては、揖保川浄化センターに係る維持管理経費と前処

理場で発生した生汚泥の焼却費用等を合わせて3億5,508万円を計上しております。この中には、令和元年予算補正（第4号）で減額しました揖保川流域下水道に係る流入水のうち、不明水に係る生産分の6,291万7,000円を計上しております。

次に、23ページをごらんください。

次に、目5減価償却費6億1,086万8,000円は、公共ますの設置、開発行為による管渠の受動などにより償却資産が増加したことで前年度比72万2,000円の増となっております。

次に、24ページ、資本的収入の部をごらんください。

款1資本的収入、項2他会計出資金、目1他会計出資金、節1一般会計出資金4億8,955万5,000円は、地方公営企業法の繰り出し基準に基づく一般会計の負担金であります。

項3補助金、目1国庫補助金、節1国庫補助金8,200万円は、雨水1.4号幹線に係る整備工事費及び移設補償に対する社会資本整備総合交付金でございます。

次に、25ページの支出の部をごらんください。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設整備費、節1委託料3,042万4,000円は、J R下管渠更新に係る実施設計業務委託等、糸井地区における道路整備事業に伴う下水道管の移設の実実施設計業務委託、前処理場機械設備の改修に伴う実施設計業務委託でございます。節2工事請負費1億5,500万円は、雨水1.4号幹線整備工事費、給食センター下水道工事跡舗装本復旧工事費、老朽管対策としてマンホールポンプ通報装置とマンホール蓋の更新工事等でございます。節3補償費5,000万円は、東出地区における雨水1.4号幹線整備事業に伴う町道内に埋設されたN T T設備と水道設備の仮移設補償費でございます。

最後に、項2企業債償還金として、下水道事業分と前処理場事業分を合わせて9億7,014万2,000円を計上しております。

なお、企業債の現在高につきましては、26ページの調書のとおり、令和2年度末時点におきまして6億8,404万2,000円減少し、96億598万円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

2月26日から3月2日まで議案調査等のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、2月26日から3月2日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は3月3日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会をいたします。

御苦労さまでした。

（散会 午後5時18分）